

GUIDE BOOK OF CAMPUS LIFE

学生生活案内

TOTTORI UNIVERSITY
2025



鳥取大学の理念・目標

鳥取大学は、学則第2条に掲げる大学の理念・目標を大学運営の基本原則としながら、新時代に向けて、時代の要請に応え得よう魅力ある個性的な大学として発展することを期して、次のような教育研究の理念・目標を掲げている。

【鳥取大学学則第2条】

本学は、「知と実践の融合」を基本の理念とし、次の3つの目標を掲げる。

- 一 社会の中核となり得る教養豊かな人材の育成
- 二 地球規模及び社会的課題の解決に向けた先端的研究の推進
- 三 国際・地域社会への貢献及び地域との融合



■学 章

角輪の紋は、揚羽紋以前から鳥取藩主池田公の家紋として、角と輪の紋として用いられていたと歴史学者岡嶋正義は天保12年に記しています。

角と輪のデザインの素因は明らかではありませんが、後世になってから、鳥取藩を構成する“因幡の国”と“伯耆の国”との因伯二州を表すものといわれ、幕末・明治の頃には、文武両道を表すものとも言われていました。

大学の紋章としては、昭和27年に、当時の須崎幸一学生課長が佐々木高学長からの依頼を受けて考案し、学芸学部の上松茂助教授が図案化しました。そして昭和60年の評議会で追認されました。



■シンボルマーク

本学のシンボルマークは、「Tottori University」の頭文字「T」をダイナミックに飛翔する鳥の姿に図案化したものです。マークを構成する流麗な曲線は、確固たるアイデンティティの基、常に魅力ある個性的な大学として、新しい時代にしなやかに適応していく躍動感を表現しています。中央で交差する両翼は、無限(∞)の可能性を象徴するとともに、「知と実践の融合」の理念を表し、常に躍進していく本学を象徴しています。

また、両翼と尾で構成される3つの輪は、本学の教育研究の目標を示しており、イメージカラーの青と緑は地球を象徴する空と海、大地と生命などをあわす色として、豊かな自然とともにグローバルに発展する大学を表現しています。



■イメージキャラクター

本学のイメージキャラクターは、鳥取県の鳥である「オンドリ」をモチーフにキャラクター化したもので、地域とともに発展する本学の姿を表しています。手に持っている青い本は、常に探求心をもち「知識」を深めていくことを、角帽は大学人らしさを表現しています。



学生サポート窓口(困ったり悩んだらこちらへ)

教務係

- 鳥取地区
地域学部 ☎0857-31-5077
工学部 ☎0857-31-5186
農学部 ☎0857-31-5342
米子地区
医学部 ☎0859-38-7100(学生係)



鳥大生サポート
窓口QRコード

なんでも相談

- 鳥取地区 ☎0857-31-5794(学生支援センター)
米子地区 ☎0859-38-7100(学務課学生係)

※以上の窓口は平日8時30分から
17時15分(米子地区は17時00分)までです。

保健管理センター

- 鳥取地区 ☎0857-31-5065
米子地区 ☎0859-38-6495

休日・時間外緊急連絡

- 鳥取地区 ☎0857-31-6757(警務員室)
米子地区 ☎0859-38-7200(附属病院事務当直室)

令和7年度 学年暦

鳥取地区

事 項	月 日
学年開始（前期開始）	4月1日（火）
春季休業日	4月1日（火）～ 4月8日（火）
全学共通科目説明会	4月1日（火）
入学式・全学新生オリエンテーション	4月5日（土）
各学部オリエンテーション	4月7日（月）
前期・第1クォーター授業開始	4月9日（水）
火曜日の振替授業	5月2日（金）
月曜日の振替授業	5月7日（水）
火曜日の振替授業	5月8日（木）
前期（第1クォーター）予備日	5月31日（土）、6月9日（月）
鳥取大学記念日	6月1日（日）
前期（第2クォーター）授業開始	6月10日（火）
月曜日の振替授業	7月22日（火）
前期（第2クォーター）予備日	7月26日（土） 8月6日（水）～ 8月8日（金）
夏季休業日	8月9日（土）～ 9月30日（火）
前期終了	9月30日（火）
後期開始	10月1日（水）
後期・第3クォーター授業開始	10月1日（水）
月曜日の振替授業	10月15日（水）
月曜日の振替授業	11月6日（木）
後期（第3クォーター）予備日	11月15日（土）、12月1日（月）
月曜日の振替授業	11月28日（金）
後期（第4クォーター）授業開始	12月2日（火）
冬季休業日	12月27日（土）～ 1月4日（日）
月曜日の振替授業	1月13日（火）
金曜日の振替授業	1月14日（水）
大学入学共通テスト試験準備による休講	1月16日（金）
後期（第4クォーター）予備日	1月24日（土）、1月31日（土） 2月5日（木）、2月8日（日）
学校推薦型選抜による休講	2月6日（金）
春季休業日	2月9日（月）～ 3月31日（火）
卒業式	3月18日（水）
学年終了（後期終了）	3月31日（火）

* 休業日においても授業等を実施することがある。

米子地区

医学科

事 項	月 日
学年開始（前期開始）	4 月 1 日(火)
新入生オリエンテーション	4 月 4 日(金)
前期授業開始	4 月 1 日(火) ※ 1、5 年次は 4 月 7 日（月） ※ 6 年次は 4 月 7 日（月）または 8 日（火）（診療科の開始日により異なる）
入学式	4 月 5 日(土)
鳥取大学記念日	6 月 1 日(日)
前期授業終了	1 年次は 7 月31日(木) 2 年次は 7 月11日(金) 3 年次は 7 月18日(金) 4 年次は 7 月18日(金) 5 年次は 9 月30日(火) 6 年次は 8 月 1 日(金)
前期試験	1 年次は 7 月25日(金) ～ 8 月 5 日(火)、9 月16日(火) ～ 9 月30日(火) 2 年次は 7 月 7 日(月)、7 月14日(月) ～ 7 月29日(火)、 9 月 1 日(月) ～ 9 月12日(金) 3 年次は 7 月14日(月)、7 月22日(火) ～ 8 月 1 日(金)、 9 月16日(火) ～ 9 月30日(火) 4 年次は 7 月14日(月)、7 月22日(火) ～ 8 月 1 日(金)、 8 月18日(月) ～ 8 月29日(金)
夏季休業日	1 年次は 8 月 6 日(水) ～ 9 月15日(月) 2 年次は 7 月30日(水) ～ 8 月31日(日) 3 年次は 8 月 2 日(土) ～ 9 月15日(月) 4 年次は 8 月 2 日(土) ～ 8 月17日(日)、8 月30日(土) ～ 9 月 7 日(日) 5 年次は 8 月 2 日(土) ～ 8 月24日(日) 6 年次は 8 月 2 日(土) ～ 8 月24日(日)
前期終了	9 月30日(火)
後期開始	10月 1 日(水)
後期授業開始	10月 1 日(水)
冬季休業日	12月27日(土) ～ 1 月 4 日(日) ※ 4 年次は12月20日(土) ～ 1 月 4 日(日)
後期授業終了	1 年次は 2 月 3 日(火) 2 年次は 2 月 3 日(火) 3 年次は 2 月 3 日(火) 4 年次は 3 月 6 日(金) 5 年次は12月26日(金)
後期試験	1 年次は 1 月28日(水) ～ 2 月10日(火)、2 月12日(木) ～ 2 月24日(火) 2 年次は 1 月28日(水) ～ 2 月10日(火)、2 月12日(木) ～ 2 月24日(火) 3 年次は 2 月 4 日(水) ～ 2 月10日(火)、2 月12日(木) ～ 2 月24日(火) 4 年次は10月23日(木) ～ 12月19日(金)
卒業式	3 月 6 日(金)（予定）
春季休業日	1 年次は 2 月25日(水) ～ 3 月31日(火) 2 年次は 2 月25日(水) ～ 3 月31日(火) 3 年次は 2 月25日(水) ～ 3 月31日(火) 4 年次は 3 月 7 日(土) ～ 3 月31日(火) 5 年次は 2 月21日(土) ～ 3 月 1 日(日)
学年終了（後期終了）	3 月31日(火)

生命科学科及び保健学科

事 項	月 日
学年開始（前期開始）	4 月 1 日(火)
進級生オリエンテーション	3 月31日(月)
前期授業開始	4 月 1 日(火)
鳥取大学記念日	6 月 1 日(日)
前期授業及び試験終了	8 月15日(金)
夏季休業日	8 月16日(土) ～ 9 月30日(火) ※看護学専攻 2 年次は 8 月16日(土) ～ 9 月10日(水) ※看護学専攻 3 年次は 8 月16日(土) ～ 9 月29日(月)
前期終了	9 月30日(火)
後期開始	10月 1 日(水)
後期授業開始	10月 1 日(水)
冬季休業日	12月27日(土) ～ 1 月 4 日(日) ※看護学専攻 3 年次は12月20日(土) ～ 1 月 4 日(日)
後期授業及び試験終了	2 月24日(火) ※看護学専攻 3 年次は 3 月 9 日(月)
卒業式	3 月 6 日(金)（予定）
春季休業日	2 月25日(水) ～ 3 月31日(火) ※看護学専攻 3 年次は 3 月10日(火) ～ 3 月31日(火)
学年終了（後期終了）	3 月31日(火)

都合により変更する場合があります

目 次

1 学生生活の窓口

主な窓口の担当と連絡先	1
学生相談の窓口	2
ハラスメント相談窓口について	3

2 キャンパスルール, 制度

学生証について	5
学生への連絡等	5
授業中のマナーについて	5
気象警報発令に伴う授業及び 定期試験の取扱いについて	6
学生による掲示物, 広告用チラシ等について	6
遺失・拾得物について	7
盗難防止について	7
ゴミ出しのルールについて	7
飲酒及び喫煙について	8
構内全面禁煙について	8
授業料	9
学内交通規制	11
表彰制度	12

3 安全な学生生活のために

悪質商法にご用心	13
消費者被害を防ぐポイント	13
カルト系集団に注意	15
大麻等の薬物乱用に関する注意	16
災害時・緊急時の対応について	17

4 各種手続き

学籍に関する手続き	20
授業に関する手続き	20
海外渡航に関する手続き	21
主な証明書の手続きについて	21
証明書自動発行機について	22
学生旅客運賃割引証 (学割)・団体割引・ JR通学定期券	22
国民年金の加入について (20歳以上の学生)	23

5 経済支援

授業料の減免	25
日本学生支援機構奨学金	25
民間育英団体及び地方公共団体の奨学金	26
その他の奨学金	26
国の教育ローン, 提携教育ローン	27
学寮	28

国際交流会館 (外国人留学生等の居住施設)	28
学生用マンション・アパート	29
アルバイト	29

6 こんなことに困ったら

健康な学生生活のために 保健管理センター	31
なんでも相談・障がい学生支援 学生支援センター	34
多様な相談・支援 ダイバーシティキャンパス推進室	35
キャリア支援・就職 キャリアセンター	36
教員免許の取得 教員養成センター	37

7 附属施設

附属図書館	39
情報戦略機構	41
体育・課外活動施設	42
食堂・売店等	47
キャンパスのユニバーサルデザイン	47

8 国際交流

学生の海外派遣	48
---------	----

9 課外活動

正課外活動 (サークル活動) について	52
学内施設利用申請	52
課外活動用物品の貸出	52
サークル一覧	53
主な課外活動行事	54

10 鳥取大学関係諸規則

鳥取大学学生守則	56
個人情報の取扱いについて	57
学生が裁判員法により 裁判員候補者となった場合の取扱いについて	58

よくある質問 Q&A	59
------------	----

付録

共通教育棟の配置図	63
大学会館平面図	66
AED (自動体外式除細動器) 設置場所	67
ユニバーサルデザインマップ	68
学部別駐輪場配置図	

1

学生生活の窓口

この冊子には、学生生活を送るうえで必要な情報が詰め込まれています。学生生活を送っていくなかで分からないことや困りごとが出てきたときは、この冊子を開いてみてください。

または、各学部の学級教員の先生や、学生部・各学部の窓口へ相談してください。

主な窓口の担当と連絡先

	部 署	担当係	担当内容	連絡先	地図 番号
鳥 取 地 区	教育支援課	教務支援係	学務支援システム, 必携パソコン, 学生証, 各種証明書	0857-31-6772	①
		教務企画係	全学共通科目, 医学部1年次学生	0857-31-5054	
		教職教育係	教員免許, 教育実習, 介護等体験, 学生教育ボランティア	0857-31-5537	
	学生生活課	学生支援係	サークル活動, 学寮, 家庭教師の登録, 大学会館・課外活動施設の使用予約	0857-31-5058	②
		奨学係	奨学金, 授業料減免等の経済支援	0857-31-6776	
	キャリアセンター		就職やインターンシップに関する相談, 就職ガイダンス, 企業説明会の開催	0857-31-5456	③
	学生支援センター		なんでも相談, 障がい学生支援	0857-31-5794	④
	保健管理センター		健康診断, 心と体の健康相談(カウンセリング含む), 応急処置・診察, 学生教育研究災害傷害保険	0857-31-5065	※
	入学センター		入学前教育, オープンキャンパス, 大学案内, 入試広報	0857-31-5554	⑤
	入試課		入試に関する個人成績の開示, 入試に関する相談	0857-31-5061	⑥
	国際交流課	学生交流係	交換留学・トビタテ!留学JAPAN, 外国人留学生, 国際交流会館, 留学生日本語予備教育	0857-31-5056	⑦
		国際戦略推進室	海外留学プログラム(海外実践教育プログラム, Global Gateway Program), 国内英語研修, 海外安全教育	0857-31-5052	
	地域学部	教務係	地域学部における教務全般	0857-31-5077	⑧
	工学部	教務係	工学部における教務全般	0857-31-5186	⑨
米 子 地 区	農学部	教務係	農学部における教務全般	0857-31-5342	⑩
	国際乾燥地研究教育機構事務室(農学部教務係内)		大学院持続性社会創生科学研究科国際乾燥地科学専攻における教務全般	0857-31-5342	
	米子地区事務部学務課	教務係	授業, 履修(学部) 〃(大学院)	0859-38-7098 0859-38-7106	⑪
		学生係	学生生活, 奨学金, 授業料免除, 就職支援, 学生教育研究災害傷害保険	0859-38-7100	
		教育企画係	証明書の発行(学部・大学院) 入試に関すること 学籍に関すること	0859-38-7096	
	保健管理センター米子分室		健康診断, 心と体の健康相談(カウンセリング含む), 応急処置・診察	0859-38-6495	※

※各窓口の場所は、63～65ページの地図をご参照ください。

※保健管理センター(米子分室含む)の場所は、34ページ「健康な学生生活のために…保健管理センター」に記載のホームページでご確認ください。

本学では、学生のみなさんがひろく助言や相談を受けられるよう、相談窓口を多く設けています。

学習のこと、単位のこと、進路変更のこと、卒業（修了）のこと、授業料・奨学金のこと、人間関係のこと、ハラスメントのこと、就職・進学のこと、交通事故のトラブルのこと、アルバイトのこと、迷惑な勧誘・訪問販売などでの困り事など、どんな悩みでも、気軽に相談してください。

I 各学部・学科の学級教員（令和7年度入学生担当）およびチューター教員

学生の皆さんにとって一番身近な相談員です。

皆さんが学生生活を送るうえで助言・指導が必要になったときのために、各学部・学科ごとに学級教員（下記の表のとおり）を配置しています。また、学生ひとりひとりにチューター教員を配置している学部もあります。学習や授業での問題はもちろんのこと、クラスでの人間関係などの悩みについても相談してみてください。

所属学部名	学 科 等		学 級 教 員	
地 域 学 部	地 域 学 科	地 域 創 造 コ ー ス	竹内 潔	稲津 秀樹
		人 間 形 成 コ ー ス	溝口 達也	市川 和也
		国 際 地 域 文 化 コ ー ス	中原 計	漆 麟
医 学 部	医 学 科		黒崎 創	谷島 伸二
			市原 克則	八木俊路朗
			中武 大夢	藤井 進也
			岡崎 健治	榎田 誠
			堀越 洋輔	岡西 徹
			板場 則子	吉田 雄一
			近藤 邦生	吉川 泰司
	生 命 科 学 科		初沢 清隆	斎藤 辰哉
			片桐 準二	
	保 健 学 科	看 護 学 専 攻	宮本まゆみ	山本 陽子
			西村 正広	御館久里恵
		検 査 技 術 科 学 専 攻	三好 雅之	
			岩田 浩明	河月 稔
西村 正広			重松 恵梨	
工 学 部	機 械 物 理 系 学 科		灘 浩樹	土井 俊行
			辻田 勝吉	坂本 憲一
	電 気 情 報 系 学 科		青木 工太	阿部 友紀
			小山田雄仁	川村 尚生
			近藤 克哉	齋藤健太郎
			清水 忠昭	竹森 史暁
			松永 忠雄	藪田 義人

工 学 部	化 学 バ イ オ 系 学 科		野上 敏材	佐藤 裕介
			原田 尚志	辻 悦司
	社 会 シ ス テ ム 土 木 系 学 科		黒岩 正光	中村 公一
			南野 友香	細江 美欧
農 学 部	生 命 環 境 農 学 科	学生番号 1 ~ 60	衣笠 利彦	
		〃 61 ~ 120	岩崎 亘典	
		〃 121 ~ 180	遠藤 直樹	
		〃 181 ~	美藤 友博	
	共 同 獣 医 学 科		佐藤 陽子	

II なんでも相談

「学生なんでも相談窓口」では、学生生活におけるあらゆる疑問や悩み、困っていることについて、解決方法のアドバイスや、より適切な相談先（学内外の関係者）の紹介をしています。「身近な人には相談しづらい」「気がかりなことがある」「何となく話をしてみたい」といった場合でも、気軽にご利用ください。

詳しくは、「なんでも相談・障がい学生支援 学生支援センター」（34ページ）をご参照ください。

○「学生なんでも相談窓口」へのアクセス

鳥取キャンパス 共通教育棟A棟2階 学生支援センター「学生なんでも相談窓口」

米子キャンパス 総合教育棟1階 学務課内

受付時間は、8時30分～17時15分（米子キャンパスは17時00分まで）です。

III 学生相談員

本学では、学生のみなさんの相談に対して助言を行う「学生相談員」を、教職員の中から任命し配置しています。所属学部以外の相談員にも相談することができますので、学級教員やチューター教員に相談しにくい場合や同じ学部の教員に知られたくない悩みなどがあるときは、気兼ねなくご利用ください。

【学生相談員HP】

<http://www.st-support.adm.tottori-u.ac.jp/student-life/index.html>

Home>教育学生生活>学生支援窓口・証明書等>学生相談

IV 保健管理センター

保健管理センターでは、みなさんの悩み・相談に対し専門の医師やカウンセラーによるカウンセリングが受けられます。（曜日により時間が異なりますのでご注意ください）

※詳細は、33ページを参照してください。

ハラスメント相談窓口について

ハラスメントを受けたと感じたら、1人だけで悩んだり、我慢したりせず、速やかに信頼できる友人、先輩、教員、相談員に相談することが重要です。

【学内相談窓口】

本学では、学生のみなさんからのハラスメントに関する相談にあたるために、学内の教職員をハラス

メント相談員に任命しています。相談した内容、プライバシーは堅く守られますので、所属部局等に関係なく、相談しやすいと思う相談員に相談してください。

ハラスメント相談員の氏名、連絡先（E-mail）は、HPで公表しています。

相談を受けた相談員は、ハラスメント相談記録を作成し、相談者の了解を得て大学へ報告します。相談者が希望しない内容が報告されることはありません。

○相談受付窓口

どの相談員に相談すればよいかわからない場合は、相談受付担当窓口へ連絡してください。

相談受付担当窓口（総務企画部人事課）

TEL：0857-31-5012 E-mail：harassment@ml.adm.tottori-u.ac.jp

【学外相談窓口】

本学では、学外にも相談窓口を設置しています。学内の相談員には相談しにくい場合等に利用してください。

カウンセラー等の専門家が電話・Webにより相談を受け付けます。

専用ダイヤル：0120-601-554（相談の際は大学名を伝えてください。）

月・水・金・土・日 10:00～21:00 火・木 10:00～22:00 *祝日・年末年始除く。

URL：https://t-pec.jp/websoudan ユーザー名：toridai-h パスワード：601554

24時間・年中無休（年末年始除く。）Web相談への返信は数日を要します。

*学外相談窓口の担当者は大学内の事情には詳しくないことをご理解ください。

相談内容は、相談者が希望した場合に相談者の了解を得た内容が大学窓口へ報告されます。必要な場合は、大学窓口（総務企画部人事課）から相談者に連絡をとらせていただくことがあります。

【ハラスメント相談HP】

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/support/harassment/>

Home>教育・学生生活>学生支援窓口・証明書等>ハラスメント相談

【ハラスメントの例】

セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動又は性別による差別的言動）

- ・性的要求への服従又は拒否を、教育・研究上の指導や評価あるいは学業成績に反映させる。
- ・教育・研究上の指導や評価あるいは利益・不利益の与奪等を条件とした性的働きかけをする。
- ・執拗にもしくは強制的に、性的行為に誘ったり、交際の働きかけをする。
- ・話題や行動により、性的な面で不快感を与えるような状況をつくる など。

アカデミック・ハラスメント（教育・研究上の地位や人間関係の優位性等を背景に、その立場や職権を濫用し、教育・研究の適正な範囲を超えて行う不適切な言動）

- ・学習・研究活動の直接的・間接的妨害、卒業・進級の妨害、就職等の選択権の侵害、指導義務の放棄、指導上の差別、不当な経済的負担の強制、研究成果の収奪、暴言、過度の叱責（精神的虐待）、暴力、誹謗・中傷、不適切な環境下での指導の強制 など。

その他のハラスメント

- ・モラル・ハラスメント（言葉や態度等で繰り返し相手を攻撃する精神的暴力／根も葉もない噂をSNS等で流す、身体的特徴をからかう、無視や仲間はずれ など）
- ・アルコール・ハラスメント（アルコールに関係した嫌がらせ／飲酒の強要、一気飲みの強要、酔った上での迷惑行為 など）

2

キャンパスルール，制度

学生証について

<こんなことに使えます>

- ・講義の出席確認（※講義による）
- ・クラウド型プリントサービス
- ・ミールポイントの使用 など

<紛失・破損したときは…>

速やかに「学生証再発行願」を学生部教育支援課（米子地区は学務課）に提出してください。
※紛失・破損等の場合には、再発行手数料が必要です。

※ 注 意 事 項 ※

学生証に記載されている氏名等の情報は、在学中だけではなく、各種証明書の発行などで卒業後にも使用されます。変更がある場合は、速やかに所属学部教務係に申し出てください。

学生への連絡等

- ・学生への連絡は、原則として掲示板への掲示により行います。
 - ・緊急時には、電話またはメールにより連絡します。
- 各学部、共通教育棟の掲示板の設置箇所と事務室の場所は、63～65ページを参照してください。

※ 注 意 事 項 ※

- ・掲示の見落としのないよう小まめにチェックしましょう。
- ・学務支援システムの連絡先を使用しますので、頻繁に確認するものを登録しましょう。
- ・電話による休講，試験，行事予定等の問い合わせに対する応対は行いません。

授業中のマナーについて

授業中の以下のような行為は、授業を受けている学生や、授業を行っている教員にとって大変迷惑になり、快適な学習環境を奪うことにつながります。自分だけでなく、みんなが快適で楽しいキャンパスライフを過ごすことができるよう、授業中のマナーを守りましょう。

○私語

○講義室の入退室

遅刻はしないこと。授業担当教員に断りなく途中退室はしないこと。

○携帯電話・スマートフォン・PC・タブレット端末等の使用

授業担当教員の指示により、若しくは、授業担当教員の許可を得て授業のために使用する場合は除き、これらの機器を使用することは禁止です。また、試験の際にこれらの電子機器を見る行為は不正行為になります。授業中は電源を切るかマナーモードに設定してください。

○授業の撮影・録画・録音

特別な理由がある場合を除き、授業の撮影・録画・録音は原則禁止です。必要な場合は、必ず授業担当教員の許可を得てください。

○飲食

原則禁止としますが、授業担当教員の指示に従ってください。

気象警報発令に伴う授業及び定期試験の取扱いについて

鳥取市北部（米子キャンパスにあっては米子市）に特別警報（波浪特別警報を除く）が発令されている場合は、授業等を休講とします。また、警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）が発令されている場合は、公共交通機関（鳥取駅、米子キャンパスにあっては米子駅発着のJR）の運行状況、実際の天候、安全面等を考慮し、教育担当理事（米子キャンパスにあっては医学部長）が休講の実施について判断します。

○特別警報発令時には、原則、あらためての周知は行いません。（自動的に休講です）

○警報発令時には、下記の時間までに、本学のHP又は学務支援システムの掲示板に授業等の取扱い（休講または実施）を掲載しますので、各自確認してください。

午前の授業 ⇒ 午前7時30分まで

午後の授業 ⇒ 午前11時30分まで

学生による掲示物、広告用チラシ等について

- (1) 学生による学内での掲示については、下記のとおり掲示板を管理している係で許可を得たうえで、指定の場所に掲示してください。

掲示したい場所	担当窓口	場所
共通教育棟	教育支援課総務係	共通教育棟A棟1階
大学会館	学生生活課学生支援係	共通教育棟B棟1階
各学部棟	各学部教務係	各学部棟教務係

- (2) チラシを配布する場合は、事前に学生生活課の許可を得てください。

学内の非公認団体や、営利目的・学外団体主催の活動・イベント等に関するチラシ配りは認めていません。

- (3) 構内に立看板を設置したい場合は、学生生活課（米子地区は学務課）の許可を得てから設置してください。

遺失・拾得物について

学内で落とし物をした，又は拾得したときは，速やかに学生生活課又は近くの学部の事務室に届け出てください。

拾得物は，紛失した日から遅れて届く場合もありますので，何度か尋ねてみてください。

キャッシュカード，クレジットカード等を紛失した際には，必ず該当の金融機関等と交番へ届け出をしてください。

盗難防止について

大学構内での紛失・盗難がしばしば発生しています。貴重品は常に携行するようにしてください。

万一盗難にあった時や，不審な者を見かけた時には，速やかに最寄りの大学の事務窓口又は警務員室へ連絡してください。

ゴミ出しのルールについて

自分で出したゴミは，分別した上で，所定の場所に自分で捨てましょう。

【アパート・下宿先】	ゴミは，各アパート等で決められた曜日・場所に，指定の方法によって分別した上で捨ててください。 なお鳥取市では，可燃ゴミとプラスチックゴミは指定袋の購入が必要です。 アパート等で決められた場所以外への不法投棄は絶対にしないでください。
【卒業時】	卒業時など転居に伴う引越し作業などで出た大型ゴミは，通常のゴミステーションに廃棄することはできません。 大型ゴミは，鳥取市の大型ゴミ受付センター（米子市はクリーンセンター）へ予約のうえ前日までに大型ゴミ納付券を購入し，捨てることができます。予約方法，料金など，詳しくは各市のウェブサイトをご覧ください。大型ゴミ納付券は，コンビニの他，鳥大生協でも取り扱っています。 また，一般廃棄物収集・運搬業許可業者でも大型ゴミの収集を受け付けています。
【課外活動】	課外活動施設及び体育施設に設置しているゴミ箱は，施設清掃時に出た塵や埃を捨てるためのものです。活動中に出たゴミは持ち帰って捨ててください。

飲酒及び喫煙について

20歳未満の者の飲酒・喫煙は、法律で禁止されています。

大学に入学したら、新入生歓迎コンパ、各種行事や大会の打ち上げ等に参加し、飲酒をすすめられても、20歳未満の者はキッパリと断りましょう。

なお、20歳以上の者であっても、20歳未満の者へ飲酒をすすめる、又は20歳未満の者の飲酒を制止しないことは法律違反であり、処罰の対象となります。

また酒気帯び運転（飲酒運転）は、自身だけでなく同乗者にも刑事罰が下される重大な犯罪であるとともに、自身、同乗者、そして罪のない誰かの大切な命を奪う可能性のある非常に危険な行為です。

相手のため、そして自分のために、飲酒運転をしない・させないように、常日ごろから心がけてください。

※ 厳 禁 事 項 ※

- ・ 20歳未満者の飲酒
- ・ 飲 酒 運 転
- ・ イ ッ キ 飲 み

構内全面禁煙について

本学は「構内全面禁煙」です。喫煙を発見した場合には、厳重な指導を行います。

また、鳥取キャンパス周辺は「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」により、原則路上喫煙は禁止されています。

構内禁煙化の目的

- ・ 多数の20歳未満者が在籍する大学構内での受動喫煙防止と学生・職員等の健康増進
- ・ 教育機関における喫煙防止教育の一層の推進
- ・ 吸い殻のポイ捨て防止

たばこは喫煙者の健康を害するだけでなく、受動喫煙により非喫煙者にも健康被害を与える恐れがあります。

構内禁煙化は、以下の政策・提言の実現、構成員の健康増進、喫煙率の低下のための本学としての第一歩です。

- ・ 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(略称「たばこ規制枠組条約」)の批准
- ・ 日本学術会議の提言「脱たばこ社会の実現に向けて」(平成20年3月4日)
- ・ 喫煙防止教育等の推進について(平成7年5月25日付文部科学省通知)

授 業 料

授業料の納入方法

本学では授業料の納入を「預金口座振替方式」（以下「口座振替」という。）としています。
授業料の納金方法の手順は下記のとおりです。

手続き その1

以下の本学指定の金融機関のいずれかに口座を開設する

- ・ 山陰合同銀行の本店及び各支店、出張所
- ・ 鳥取銀行の本店及び各支店
- ・ ゆうちょ銀行（郵便局）

Point

- ・ 直接、指定金融機関で預金口座を開設してください。
- ・ 口座名義は、学生本人または保護者等のどちらでも構いません。
- ・ すでに指定金融機関に預金口座をお持ちの方は、その口座を利用することもできます。

手続き その2

①・②いずれかの方法にて登録申請を行います。

①「口座振替依頼書」を提出する

- i) 用紙を、「財務部経理課出納係」、「各学部教務担当係（米子地区は学務課）」で受け取ります。
- ii) 口座振替依頼書を「本学の指定する金融機関の窓口」に提出してください。

Point

預金口座の名義人の変更や振替する預金口座の変更などがあった場合は、その都度、「口座振替依頼書」を「本学の指定する金融機関の窓口」へ提出してください。

②Webによる申請（ゆうちょ銀行を除く）をする

- i) 鳥取大学Webサイトの授業料ページに記載されているQRコードより登録サイトへアクセスし、口座振替登録を行ってください。

手続き 完了

上記①または②で登録された預金口座から授業料相当額が引き落とされ、指定の金融機関より大学へ授業料が納入されます。

Point

- ・ 入学時に口座振替の手続きをしていない人は、本学が指定する金融機関に預金口座を開設し、所定の手続きをしてください。
- ・ 事情により納付が困難な場合は免除等の申請ができます。
「授業料の減免等」（25ページ）をご参照ください。

納入期限と授業料金額

- ・ 前期分：5月末日（267,900円）
- ・ 後期分：11月末日（267,900円）

※在学中に、授業料の金額の改定が行われた場合は、改定時から新しい金額が適用されます。

預金口座振替日

口座振替は、前期分は5月25日、後期分は11月25日です。

それぞれ振替日の前日までに授業料相当額を口座へご準備ください。

- ・口座振替日が土曜、日曜又は休日にあたる場合には、その翌営業日が期限となります。
- ・授業料相当額が預金残高不足等の理由により、預金口座から引き落としできなかった場合は、翌月25日に再度振替します。(ただし、3月は口座振替を実施しませんのでご注意ください。)

免除申請（予定）をされる方

詳しくは、「授業料の減免等」（25ページ）をご参照ください。

休学・退学等を願い出る方

やむを得ない理由により休学又は退学を願い出ようとする場合は、授業料の口座振替処理等の関係がありますので、早めに各学部教務担当係（米子地区は学務課）へ申し出てください。

詳しくは、「学籍に関する手続き」（20ページ）をご参照ください。

領収書等の発行

- ・授業料の振替金額は、預金通帳に記載されますので、それにより確認してください。
- ・領収証明書が必要な場合は、担当係（財務部経理課出納係または米子地区事務部経理・調達課経理係）へお申し出ください。

督促

- ・授業料を滞納した場合、本人へ督促を行います。
- ・督促してもなお授業料が納付されない場合は、除籍となる場合がありますので注意してください。

授業料の返還

納入された授業料は、原則返還しません。

ただし、次のような例の場合は返還できますので、各学部教務担当係（米子地区は学務課）へお申し出ください。

（例ですので、必ず担当係でご確認ください。）

- ・前期分授業料納入の際に後期分授業料も併せて納入した場合で、9月30日までに退学または後期の休学を許可されたときは、申し出により後期分授業料相当額を返還します。
- ・前期分授業料納入後、4月30日までに（5月1日から9月30日までの）休学が許可されたときは、申し出により5ヶ月分の授業料相当額を返還します。
- ・前期分授業料納入後、5月中に（6月1日から9月30日までの）休学が許可されたときは、申し出により4ヶ月分の授業料相当額を返還します。

注）6月以降又は12月以降に当該学期の休学が許可された場合でも、その学期の授業料は、全額必要となり返還しません。

【問合せ先】

* 財務部経理課出納係（鳥取地区）

〒680-8550 鳥取市湖山町南4丁目101番地 （電話）0857-31-5029

学内交通規制

自動車の入構について

学生による自動車の大学構内への乗り入れは、認められていません。[鳥取地区]

ただし、身体の障がい疾病等の特別の理由があるなど、構内へ車両で入る必要がある者が入構する場合は、事前に所属学部の教務係と相談の上、「身障者用駐車場利用許可申請書」を財務部財務課に提出してください。

[課外活動上の理由で自動車を入構させたい場合]

原則として自動車の乗り入れは禁止です。

大きな機材等がある場合、第2駐車場に車を止め、構内では学生生活課学生支援係にある台車・リヤカー等により運搬をしてください。

自動二輪車（原付を含む）の駐輪について

構内道路の走行は、一切禁止です。

駐輪は、巻末に示す学部別駐輪場配置図をご確認ください。

交通事故の防止

近年、自動車・バイク・自転車を所有する学生の増加に伴って、自動車・バイク・自転車による交通事故が増えています。ひとたび事故が起されば、被害者加害者を問わず、また、本人だけでなく家族にとっても、精神的・経済的に多大な負担が生じます。学生一人一人が交通ルールを守り、交通安全に努めるとともに、安全運転（思いやりとゆとりのある運転）を励行し、交通事故に遭わないよう、起こさないように心掛けましょう。

鳥取キャンパスへの自転車入構について

鳥取キャンパスでは、安全で快適な学内環境のため、自転車の駐輪規制を行っています。自転車利用者は、所属学部の教務係又は学生生活課で「駐輪許可シール」を受け取り、自転車に貼付のうえ、学部指定の駐輪場所を利用してください。

- ・駐輪許可シールは、在籍学部によって地域学部が赤色、工学部が黄色、農学部が緑色、医学部は青色に分類されています。（大学院は学部に従います。）所定の駐輪場（巻末資料参照）に、間違えないように駐輪してください。
- ・駐輪許可シールは、自転車の車体後方の泥除けなどの見やすい位置に貼付してください。
- ・駐輪許可シールのない自転車の駐輪は一切認めません。
- ・陸上競技場、野球場、ラグビー・サッカー場へは自転車で移動できますが、それ以外のキャンパス内の移動については、所定の駐輪場に駐輪後、徒歩で移動してください。
- ・構内では左側を通行し、歩行者や他の自転車に注意し、安全なスピードで走行してください。
- ・構内において自転車の盗難がしばしば発生しています。駐輪の際は、必ず鍵を掛ける等、盗難防止に努めてください。

※構内での自転車の事故・盗難・損傷等については、大学は一切責任を負いません。自転車が不要になった場合は、構内に放置せず、自らの責任で処分してください。

※構内に限らず、自転車を利用する際はヘルメットを着用し安全に運転してください。

※自転車に乗りながらのスマホを操作する行為は、道路交通法の罰則の対象です。スマホ操作中の自転車事故が増加しています絶対にやめてください。

「歩きスマホ」について

前方不注意などにより事故のもとにつながりますので、「歩きスマホ」は控えてください。

スケートボード等の使用について

構内でのスケートボード等の使用は、原則禁止です。

表彰制度

学生表彰制度・優秀学生育成奨学金制度

みなさんが日々勉学に精励し、特筆すべき優秀な学業成績を収め、あるいは学業以外のサークル活動、社会的活動等に貢献することは、本学にとっても大きな誇りであり、また、広く社会からも賞賛されることです。

様々な分野で高く評価される学生がより多く輩出されることを期待し、下記のような表彰制度を設けています。

学生表彰制度

本学における学業の成績が特に優れていると認められる者、または本学の名誉を著しく高めたと認められる者に対して表彰する制度です。

優秀学生育成奨学金制度

地域社会の篤志家の方から奨学寄附金を受入れ、これを財源として学資を助成する制度です。したがって、この奨学金には寄附者の冠を付し「○△奨学金」として設立し運用されます。

- =====
- 1 ○△奨学金を支給される者（以下「奨学生」という。）は、本学の学生で、学業成績（研究成果を含む。以下同じ。）、スポーツ・芸術（すべての課外活動を含む。以下同じ。）又は社会貢献活動のいずれかの分野において個人によってなされた活動が秀でており、かつ、人格に優れ、他の学生の模範になると認められる者とします。
 - 2 奨学生数は、原則として年間若干人とします。
 - 3 奨学金の額は、原則として1人当たり10万円とします。
 - 4 学部長又は研究科長は、学業成績の分野で奨学生候補者があると認めるときは、成績証明書、研究成果等を添付のうえ、毎年3月末日までに学長に推薦するものとします。
 - 5 学部長、研究科長又は課外活動顧問教員は、スポーツ・芸術又は社会貢献活動の分野で奨学生候補者があると認めるときは、参考資料等を添付のうえ、その都度学長に推薦するものとします。
 - 6 学長は、前2項の規定により推薦された候補者の中から奨学生を選考するものとします。
 - 7 学長は、○△奨学金の支給に当たり、目録を授与するとともに、表彰状を授与します。
- =====

課外活動学長表彰制度

学生の課外活動の充実と更なる活性化を図ることを目的として、上記表彰のほか特に優れた活動を行った学生団体等を表彰するため「課外活動学長賞」を設けています。

表彰の基準は、以下のとおりです。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 全国の競技会及びコンクール等で入賞等高い評価を受けた者又は団体。(2) 5団体以上が参加する地方の競技会、コンクール等で優勝等最も高い評価を受けた者又は団体。(3) 課外活動を通じて本学に対する貢献が著しいと認められた者又は団体。 |
|---|

3

安全な学生生活のために

悪質商法にご用心

本学では消費者教育の一環として、鳥取県消費生活センターとの連携講座「くらしの経済・法律講座」を毎年前期に開講しています。主題科目として履修することも可能ですが、興味のある回だけ聴講することも可能ですので、シラバスで内容を確認の上、参加してください。

消費者被害を防ぐポイント

◎ 調べる

契約する前によく調べ、家族等相談できる人に意見を聞くことが大切。(売買契約は口約束でも成立するので注意！)

消費生活センターの情報やインターネットで得られる情報などを活用して、業者に関すること、商品・サービスの品質、種類、価格等を比較検討する。

◎ 考える

本当に必要かどうか自分のライフスタイルを踏まえて検討する。

必要な商品・サービスか、価格は合理的であるかをチェック。

◎ よく読む

契約する前に、資料類・契約書類をよく読み理解する。

業者の説明をうのみにせず、自分で納得してから契約を行う。

◎ 毅然とした態度

はっきりと断る。

いらない時は、はっきりと「いらない」と断る。あいまいな態度はトラブルの原因となる。

だまされたと気づいたとき、トラブルに巻き込まれたときは下記に至急相談すること。

【学外問合せ先】 *鳥取県消費生活センター

東部相談室：(電話) 0857-26-7605 (鳥取県庁内)

(電話) 0857-26-7604

中部相談室：(電話) 0858-22-3000 (エースパック未来中心)

西部相談室：(電話) 0859-34-2648 (米子コンベンションセンター)

商法の名称など	主な商品・サービス	主な勧誘の手口・特徴と問題点
振り込め詐欺	金銭 (示談金, 賠償金)	家族を装い, 交通事故や借金, 医療ミス, 痴漢などを理由にその示談金などの名目で今すぐ必要だからと, お金を振り込ませる悪質な犯罪行為。電話で「おれおれ」と息子をかたる場合が多かったので「おれおれ詐欺」ともいわれた。
架空請求詐欺	金銭 (情報料)	使った覚えのないアダルトサイトや出会い系サイトの情報料などを手紙, はがき, メールなどで請求してくるもの。中には裁判所などの公的機関名をかたるケースもある。
ワンクリック詐欺	金銭 (情報料)	迷惑メールやショートメッセージメールに添付されたURLをクリックすると突然, 「登録されました」と表示され, 不当な料金を請求される。バナー広告や無料サイトなどにアクセスして, いきなり入会したことになるケースもある。携帯電話だけでなくパソコンでも同様のことが起きる。
フィッシング詐欺	金銭	金融機関やオンラインショップなどからのメールを装い, 住所や氏名, 銀行口座番号やクレジットカード番号, 有効期限, ID, パスワードなどを返信させたり, 偽のホームページのフォームなどにこれらの個人情報を入力させ, 金銭をだまし取る行為。
ネットオークション詐欺	金銭	ネットオークションやネット通販を利用した詐欺犯罪。代金を前払いしたのに商品の引き渡しが行われず連絡が取れないなどのケースが多い。また, 匿名性の高い取引であることから, 個人情報を悪用し, 他人になりすましてオークションに参加し詐欺をはたらくケースもある。
投資詐欺	金銭	「投資の話があり, 元手は借金すれば簡単に作れる」と言って学生に多額の借金をさせ, 借金からコンサル料や手数料を徴収するという詐欺。 複数の金融機関や信販会社からの借金で, 多重債務に陥る危険性がある。また, 借金の方法によっては学生自身が有印私文書偽造などの罪に問われる可能性もある。
マルチ商法	健康食品, 美顔器, 浄水器, 化粧品, ファックス	販売組織に加入し, 購入した商品を知人などに売ることによって組織に勧誘し, それぞれがさらに加入者を増やすことによってマージンが入ると言う商法。勧誘時のもうけ話と違って思うように売れず, 多額の借金と商品の在庫を抱えることになる。
モノなしマルチ	仮想通貨での配当・投資	従前のマルチ商法のように化粧品や健康食品などの「モノ」を購入させるのではなく, 暗号資産 (仮想通貨) や投資の儲け話などの情報を提供するとうたい, お金を払わせる形式の商法。儲け話の仕組みが不明で, 解約や返金を求めようとしても連絡先が不明確で交渉困難なケースが多い。
ネズミ講	金銭, 有価証券などの配当	後から組織に加入した者が支出した金銭を先に加入した者が受け取る配当組織。「無限連鎖講の防止に関する法律」によって, 金銭に限らず有価証券等も禁止されている。インターネットやメールを利用して勧誘するケースが増え, 「マネーゲーム」と称する場合もある。
アポイントメントセールス	アクセサリ, 複合サービス会員, 絵画	「抽選に当たったので景品を取りに来て」「特別モニターに選ばれた」などと有利な条件を強調して電話で呼び出し, 商品やサービスを契約させる。
キャッチセールス	化粧品, 美顔器, エステ, 絵画, 映画鑑賞券	駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼び止め, 喫茶店や営業所に連れて行き, 契約に応じない限り帰れない雰囲気にして商品やサービスを買わせる。
無料商法	電話情報サービス, エステ, 化粧品	「無料招待」「無料サービス」「無料体験」など「無料」をセールストークや広告にして, 人を集め高額な商品やサービスを売りつける。

催眠（SF）商法	布団類，電気治療器，健康食品	「くじに当たった」「新商品を紹介する」といって人を集め，閉め切った会場で台所用品などを無料で配り，得した気分になせ，異様な雰囲気の中で最後に高額な商品を売りつける。
ネガティブ・オプション	雑誌，ビデオソフト，新聞，単行本	商品を一方的に送りつけ，消費者が受け取った以上，購入しなければならないと勘違いして支払うことをねらった商法。代金引換郵便を悪用したものもある。福祉目的をうたい，寄付と勘違いさせて商品を買わせることもある。
点検商法	床下換気扇，布団，浄水器，耐震工事	点検をするといっただけに家に入り込み，「床下の土台が腐っている」「布団にはダニがいる」「白アリの被害がある」などと不安をあおって新品や別の商品・サービスを契約させる。
資格商法	行政書士や旅行業取扱主任者等の資格を取得するための講座	電話で「受講すれば資格が取れる」などと執拗な勧誘をし，講座や教材の契約をさせる。以前の契約者に「資格が取得できるまで契約は続いている」，逆に「契約を終わらせるための契約を」といって再度別の契約をさせる二次被害が増えている。
デート商法	アクセサリ，絵画	出会い系サイトや電話，メールを使って出会いの機会をつくり，デートを装って契約させる商法。異性間の感情を利用し，断りにくい状況で商品を勧誘する。契約後は行方をくらますケースが多い。

カルト系集団に注意

大学や地域のサークル活動に見せかけて，カルト系集団が勧誘活動を行っています。

ボランティア活動やスポーツなどを一緒に行ったり，楽しく食事をしたりして親しい関係を築いていく中で，マインドコントロールされ，気づいたら団体の活動に強制参加させられたり，ほぼ全ての時間を活動に費やされていたりといった怖い例が多くあります。

【勧誘の手口】

勧誘は，学内・学外を問わず，あらゆるところで行われます。自宅アパートにも来ます。勧誘のタイミングは，一人で所在なさそうに座っていたり，歩いている時です。大学のサークルに見せかけて，「こんにちは～，〇〇と一緒にやってみませんか，人生の目的を一緒に考えてみませんか，皆で楽しく食事しましょう。」とにこやかに声をかけてきます。

そして，必ず別の場所に連れていこうとします。最初は宗教のことには一切触れず，スポーツをしたり，ビデオを見たり，一緒に食事をして親しい関係を作り，断りにくい状況になってから宗教に関連する話をします。

カルトは決して自らをカルトとは言いません。勧誘する人は，自身がカルトに入信しているとは全く思っていないため，本当に真面目で，非常に真剣にかつ親切に訴えかけてきます。まじめな人ほど共感しやすい話で近付いてきます。

【しつこい勧誘等に対処する方法は？】

怪しいと思ったら，まずは，きっぱりと断ることです。

活動内容に興味があっても，サークル名（大学の公認サークルかどうか），目的，活動に係る費用，相手の氏名，学年，学部，学科，連絡先を聞き，「考えさせてください」と言って，絶対に誘いに乗らないことです。「この場で決めないと次はないよ」などと言われても無視しましょう。

万が一，誘いに応じてしまった場合も，気づいた時点できっぱりと断りましょう。

アンケートなどで個人情報教えてしまった場合には，着信拒否やメールアドレスを変更するなど，連絡方法を絶ちましょう。しつこい勧誘が続くようなら，110番通報して警察を呼びましょう。

【おかしいな?と思ったら】

入会してしまっても断る勇気を！ ただし、脱会の話をするためであっても、一人で集会場所に行ってはいけません。

1人で悩まず、下記の問合せ先に相談してみましょう。

大麻等の薬物乱用に関する注意

社会のルールから外れた方法や目的で薬物を使うこと、また覚せい剤や大麻など法律で禁止されている薬物を1回でも使用した場合は薬物乱用となり犯罪です。

一時的な好奇心のために一生を台無しにする可能性があります。「1度くらいなら大丈夫」、「やせるよ」や「集中力があがる」などという話に乗らない強い意志と、断る勇気を持ちましょう。

薬 物	作 用
覚せい剤	神経を興奮させる作用がありますが、効果が切れたときに激しい脱力感、疲労感、倦怠感に襲われます。乱用薬物の中でも特に依存性が強く、繰り返し使用していると脳に強い障害を引き起こし、幻覚、幻聴等が現れます。大量に乱用すると急性中毒で死亡する場合があります。
MDMA	多くは、文字や絵柄の刻印が入ったカラフルな錠剤の形をしていますが、興奮作用と幻覚作用をあわせ持つ大変恐ろしい薬物です。乱用すると、錯乱、憂うつ、睡眠障害、不安等が出現し、何週間も持続することがあります。脱水症状、高血圧、心臓や肝臓の機能不全が生じ、大量に摂取すると悪性高体温による筋肉の著しい障害や腎臓と心臓血管の損傷を起こします。
大麻（マリファナ）	感覚が異常になり、わけのわからない興奮状態になったり、気分が落ち込んだりします。連用すると何もやる気のおきない状態（無動機症候群）になります。また、麻薬・覚せい剤への入り口（ゲートウェイドラッグ）となる恐れがあります。
有機溶剤（シンナー・トルエン等）	有機溶剤を乱用すると脳がおかされます。失明や難聴などの障害は一生残り、精神の異常まできたします。内臓にも障害がおこり、歯もぼろぼろになります。急激な摂取は突然死をもたらすこともあります。
違法ドラッグ（脱法ドラッグ）	麻薬と類似した幻覚作用や神経の興奮・抑制作用があるものの、麻薬として法律で定められていないものです。身体に害を及ぼすとともに、麻薬・覚せい剤への入り口（ゲートウェイドラッグ）となる恐れがあります。現在、指定された薬物（指定薬物）については、薬事法により、製造、輸入、販売等が禁止されるなど、規制が厳しくなりました。

その他にも、幻覚作用を引き起こすLSDやマジックマッシュルーム、興奮作用を引き起こすコカイン、抑制作用を引き起こすヘロイン、向精神薬があります。また、最近では脱法ハーブ（大麻や覚醒剤などの違法薬物と類似した成分を吹き付けた香草）と呼ばれるものが、お香・アロマと称して販売され、それを吸引した者が事件・事故を起こし問題となっています。

【消費者被害・カルト系集団・薬物に関する問合せ先】

- * 学生支援センターなんでも相談 （電話）0857-31-5794（共通教育棟A棟2階）
- * 米子地区事務部学務課 （電話）0859-38-7100（総合教育棟1階）
- * 保健管理センター （電話）0857-31-5065

災害時・緊急時の対応について

地震や火災などの災害は、いつ起こるか予想ができません。常日頃から対策をととのえ、すぐに避難等ができるように備えておいてください。

災害対策や災害発生時取るべき主な行動は以下のとおりです。日頃から防災や緊急時に対する意識を高く持つよう心がけましょう。

1. 災害（地震、火災、水害等）への備え

- ・避難場所の確認（大学付近及び自宅周辺等）
- ・家族との連絡方法や待ち合わせ場所の確認
- ・災害伝言サービスの確認と登録（メールアドレス等の事前登録が必要）
- ・帰宅ルートや所要時間の確認（災害時の徒歩2.5km/h）
- ・具体的な情報収集手段の確認（「5. おすすめ防災アプリ等」参照）
- ・転倒防止対策や防災グッズの確認
- ・火気の近くに燃えやすいものを置かない。
- ・消火器・消火栓・火災報知器等の使用方法や設置位置を確認しておく。
- ・廊下や出入口、階段等には避難の妨げとなる物を置かない。
- ・日ごろ利用する講義室等からの避難ルートの確認

2. 地震発生時の対応

《地震発生直後》

- ・自分の身を守る（机にもぐる、バッグ・衣類等で頭を覆う、窓や棚から離れる）。

《揺れがおさまったら》

- ・自分のいる場所は安全か？
Yes → その場を動かない No → 安全な場所へ避難
- ・火災は起きていないか？傷病者はいないか？
周囲の安全を確認の上、周りの者と協力しながら、初期消火または応急手当

《避難するときは》

- ・非常放送が聞こえたら、その指示に従う。
- ・エレベーターは使わず、階段で移動する。

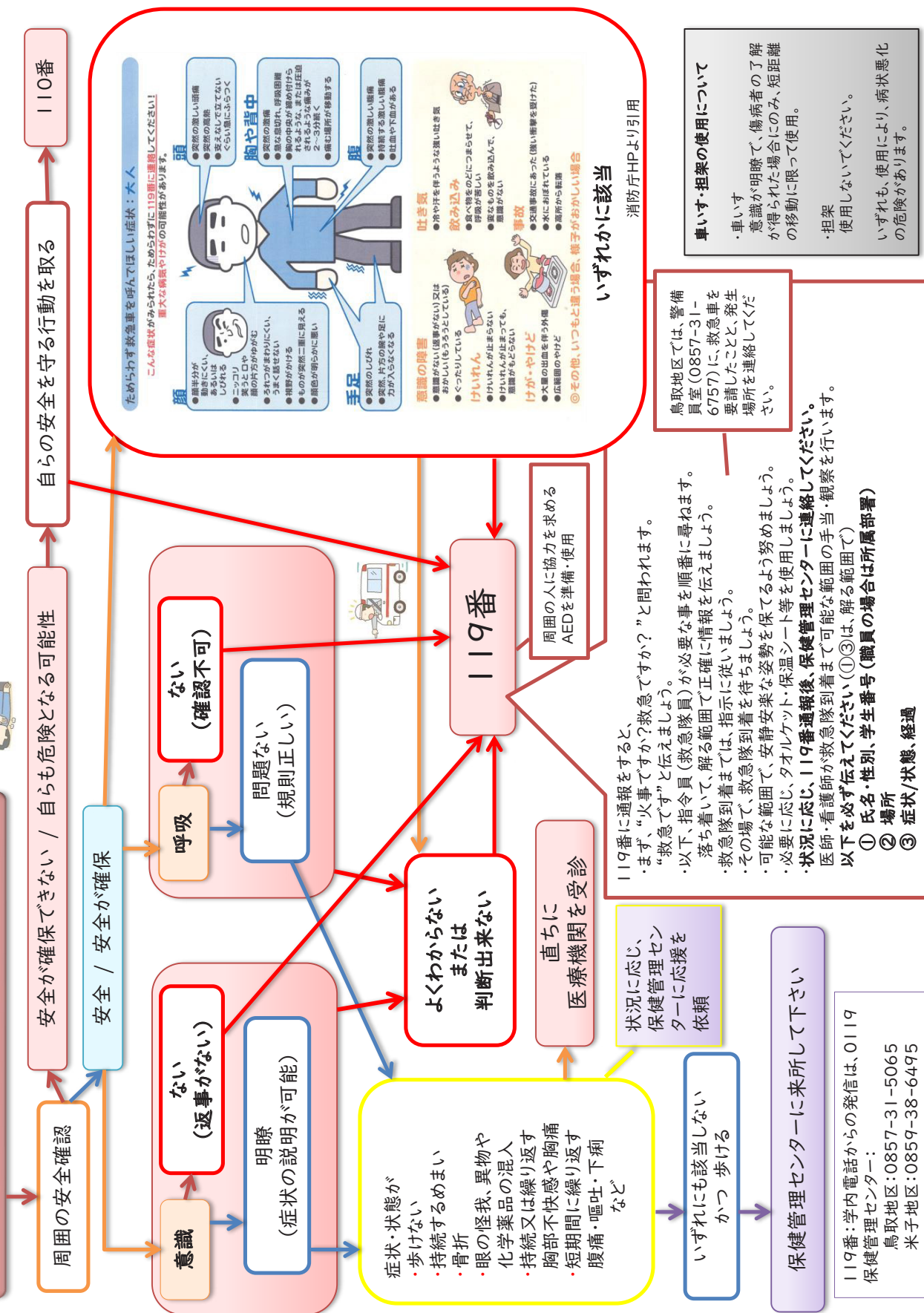
3. 火災発生時の対応

- ・大声で周囲に知らせる。また、火災報知器を使用する。
- ・消火器や消火栓等で初期消火する。
- ・天井まで火が届いたら、消火器で消火は困難。速やかに119番通報する。
- ・煙を吸わないよう、タオル等で口を覆い、避難する。

4. 体調不良者・傷病者発生時の対応

周囲の安全を確認の上、周りの者と協力しながら、応急手当をする。状況に応じて119番通報する。キャンパス内で被災した場合は、保健管理センターまたは事務室等（夜間・休日の場合は守衛室）へ連絡する。

（18ページのフローチャートも参考のこと。）



5. おすすめ防災アプリ等

あんしんトリピーナビ	鳥取県が提供する無料の総合防災アプリ。 「あんしんトリピーナビ」で検索 https://www.pref.tottori.lg.jp/toripynavi/	
ゆれくるコール	スマホの位置情報を利用した緊急地震速報配信アプリ。 安否確認機能あり。 https://www.rcsc.co.jp/yurekuru	
とっとりWebマップ	ハザードマップ等の情報が見られるサイト。 「とっとりWebマップ」で検索→「防災情報」 http://www2.wagmap.jp/pref-tottori/top	

6. 安否確認について

大きな地震や水害等が発生した場合、大学から安否確認のメールが送信されることがあります。その場合は、メールの指示に従い、速やかに返信してください。

4

各種手続き

学籍に関する手続き

◎各種書類提出先：鳥取地区は所属学部教務係・米子地区は学務課教育企画係

本人又は保護者等の氏名・住所変更	改姓，住所変更，保護者等の変更等，入学時に提出した書類の内容に変更があったときは，各学部の教務係（米子地区は学務課教育企画係）に申し出てください。
通称名等の使用	「旧姓の使用」，「性別違和による通称名及び戸籍と異なる性別又はそのいずれかの使用」，「外国籍の学生が住民票に記載されている通称名の使用」を希望するときは，各学部の教務係（米子地区は学務課教育企画係）に通称名等使用申出書を提出してください。 なお，性別違和による通称名及び戸籍と異なる性別又はそのいずれかの使用を希望するときは，通称名等使用申出書を提出する前に学生支援センターで面談を受けてください。
休学	病気その他特別な理由により，2ヶ月以上修学困難なときは，「休学願」により休学することができます。学級教員又は指導教員に相談のうえ了承を得，署名を受けてください。傷病の場合は，医師の診断書を添付してください。
復学	休学理由が消滅したときは，「復学願」を提出して許可を得る必要があります。学級教員又は指導教員に相談のうえ了承を得，署名を受けてください。傷病の場合は，医師の診断書を添付してください。
退学	退学を希望する場合は，「退学願」を提出して許可を得る必要があります。学級教員又は指導教員と相談のうえ了承を得，署名を受けてください。傷病の場合は，医師の診断書を添付してください。
留学	学級教員又は指導教員に了承を得，「留学願」と「留学計画書」を提出してください。留学が終了し帰国した際には，「帰着届」を提出してください。留学の途中で帰着することになった場合は，学級教員又は指導教員に了承を得，帰国した際にその理由を記載した理由書を帰着届に添付して提出してください。留学期間を延長する場合は，事前に学級教員又は指導教員に了承を得，「留学期間変更願」と「留学計画書」を提出してください。
転学部	所属学部，受入れ学部により締め切りが異なりますので，各学部教務係（医学部は学務課教育企画係）にご相談ください。
転学科	地域学部は11月末日，医・農学部は冬季休業前日まで，工学部は12月1日～12月20日の間に「転学科・転専攻願」を教務係（米子地区は学務課教育企画係）に提出してください。
再入学	所属学部教務係（米子地区は学務課教育企画係）にご相談ください。
他大学転学	「他大学転学願」の提出が必要です。学級教員又は指導教員に相談のうえ了承を得，理由書に認印を受けてください。提出時期は原則として学期終わりです。また，提出の際は転入学大学の受入承諾書を添付してください。

授業に関する手続き

履修登録・取消	あらかじめ定められた期間内に，各自で手続きを行ってください。（期間厳守） 履修登録・取消手続きについては，掲示等でお知らせしますので，必ず確認をしてください。
追試験	試験終了後，各学部の単位認定規則等に定める期間内に「追試験願」を所属学部の教務係に提出してください。病気の場合は，医師の診断書を添付してください。
再試験	地域学部は「地域学部履修の手引」，医学部は「医学部規則」，農学部は「農学部履修案内」を参照し「再試験願」を所属学部の教務係に提出してください。工学部は卒業延期が発表された日から一週間以内に「再試験願」を教務係に提出してください。
成績評価に疑義があるとき	所属学部の教務係であらかじめ定められた期間内に，疑義申立てを行うことができます。 ※鳥取地区の全学共通科目は教育支援課，各学部専門科目は各学部教務係，米子地区は医学部学務課教務係で手続きを確認してください。

授業に出席できないとき	所属学部の教務係で配布している「授業欠席届」をその都度授業担当教員に提出してください。(医学部生命科学科, 保健学科1年次は教育支援課で配布)
長期に欠席したいとき	「長期欠席届」を所属学部の教務係に提出してください。 (医学部生命科学科, 保健学科1年次は教育支援課で配布)
感染症に罹患して欠席するとき	学校保健安全法に定める感染症に罹患した場合は出席停止となります。所属学部教務係へ連絡したうえで治療に専念し、治癒して授業に出席する際に、「感染症届出書」に出席停止期間の明記された医師の診断書, または本学所定の「治療証明書」を添えて, 所属学部の教務係に提出してください。
教育実習のため欠席するとき	「教育実習履修に伴う欠席届」の用紙に教務係で証明印をもらい、授業担当教員に提出してください。
骨髄移植に伴う骨髄提供等のため欠席するとき	「骨髄移植に伴う骨髄提供等による欠席届」に公益財団法人日本骨髄バンクの発行する証明書を添えて所属学部の教務係に提出してください。
課外活動のため欠席するとき	鳥取地区では欠席届の用紙に学生生活課で大会等に参加する証明印をもらい、授業担当教員に提出してください。 米子地区では学務課学生係に大会参加届を提出した上で, 3日未満の場合は授業担当教員に欠講届を, 3日以上の場合は学務課教務係に欠席届を提出してください。

海外渡航に関する手続き

海外旅行をするときには、必ず必要な事前安全教育を受講するとともに、「海外渡航届」を提出してください。なお、「海外渡航届」は学務支援システムから入力してオンライン提出した後、印刷して署名、押印を取り付け、鳥取地区は所属学部の教務係（医学部生命科学科・保健学科1年次は教育支援課）、米子地区は学務課学生係に提出してください。

「海外渡航届」は海外渡航の際、現地での事件・事故を未然に防ぐことを目的としていますので、必ず渡航前に提出してください。

※ 注 意 ※

観光・親族訪問等の個人での旅行の場合、及び留学生の一時帰国の場合も提出する必要があります。

【国際交流センターHP】 <https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/kaigaitokou>

主な証明書の手続きについて

証明書等		担当窓口	交付時期	備 考	
学生証		所属学部の教務係 米子地区は学務課	入学時		
学生証 (再交付)	卒業延期	学生部教育支援課 米子地区は学務課	申請の12～16日後	無償	詳細は窓口で確認し てください
	紛失・破損等			有償	
・在学証明書 ・卒業(修了)見込証明書(注1) ・成績証明書(注2) ・健康診断証明書(注3) ・学生旅客運賃割引証(JR)		学生部教育支援課内、 米子地区は学務課内 の証明書自動発行機	その都度	成績証明書（医学系研究科・非正 規学生分）は証明書交付願により 申込み ※学割については、次ページ参照	
・英文証明書 ・単位修得証明書等		学生部教育支援課 米子地区は学務課	申請の3～5日後	証明書交付願により申込み	
・教員免許状取得見込証明書 ・保育士資格取得見込証明書			申請の5～7日後		

・JR通学定期乗車券購入兼用証明書	学生部教育支援課 米子地区は学務課	申請の1～3日後	通学定期券購入の場合に必要なJR通学定期乗車券購入兼用証明書交付願により申込み。写真(縦3.0cm×横3.0cm正面無帽上半身6か月以内に撮影)が必要
-------------------	----------------------	----------	---

- 注1：最終年次5月に達する前の卒業（修了）見込証明書は自動発行機で発行できませんので，証明書窓口で申し込んでください。
- 注2：成績証明書をPDFにしてお渡しすることはできません。ご自身でコンビニ等のコピー機を利用して行ってください。
- 注3：健康診断証明書の発行は受診年度内に限ります（発行可能時期：5月下旬以降）。英文も自動発行機で発行できます。
- 自動発行ができない場合は保健管理センター（米子地区においては米子分室）に問い合わせてください。

証明書自動発行機について

タッチパネルの簡単な操作をすることで，その場で証明書を自動発行できます。（健康診断証明書のみ英文も発行可）

ご利用には，学生番号と学務支援システムにログインする際のパスワードの入力が必要です。

利用時間 8：30～18：30（米子地区 8：30～17：00）

月～金曜日（ただし，国民の祝日，鳥取大学記念日，夏季一斉休業日，年末年始を除く）

1	在学証明書
2	卒業（修了）見込証明書
3	成績証明書
4	健康診断証明書
5	学生旅客運賃割引証

学生旅客運賃割引証（学割）・団体割引・JR通学定期券

学割	利用可能な交通機関	JRの交通機関（列車・バス等）を利用した旅行
	割引率	2割
	有効期限	発行日から3ヶ月以内（在籍期間中に限る）
	使用の目的※	・ 休暇、所用による帰省 ・ 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動 ・ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動 ・ 就職又は進学のための受験等 ・ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加 ・ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理 ・ 保護者の旅行への随行
	利用の範囲	片道の乗車区間において，100kmを超える区間 例）○→鳥取大学前駅—松江駅，三ノ宮駅間 ×→鳥取大学前駅—米子駅，岡山駅，姫路駅間

団体旅行割引 担当：学生生活課	5割引 引率者3割引 申込期限 J R利用2週間前まで 学生8名以上を本学の教職員が引率し、全行程を同一の者で旅行する場合に利用できる。
J R通学定期券 担当：教育支援課	1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月定期があり、購入には教育支援課（米子地区は学務課）で発行する証明書を必要とする。

※学割証を不正に使用した場合は、鳥取大学全体が発行停止の処分を受け、他の学生に迷惑をかけることになりますので十分注意してください。

※有効期限を過ぎた学割証を使用する人が多々見られます。期限を過ぎた学割証は使用出来ません。

使用の際は、必ず有効期限を確認のうえでご使用ください。

※使用目的の範囲内であれば個人の発行枚数に上限はありませんが、学割用紙の大学への割当て枚数は限られていますので、不要な発行は控えてください。

国民年金の加入について（20歳以上の学生）

国民年金は、高齢になったときや事故・病気で障害が残ったときなどに生活の保障を受けることができるよう、日本国内に住んでいる20歳から60歳までの全ての者が加入を義務付けられている制度です。

20歳になったら、住民票のある市区町村役場の国民年金担当窓口で加入の手続きを行ってください。所得が少なく保険料を納めることが困難な場合は、「学生納付特例制度」が利用できます。

（1）保険料について

国民年金の保険料は月額16,980円（令和6年度時点）です。

（2）学生納付特例制度について

20歳以上の者のうち学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。詳しくは、日本年金機構HPを確認してください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>)

【対象者】

大学（大学院）に在籍する学生（留学生を含む）で、学生本人の所得が一定以下の者

【申請場所】

以下のいずれかの場所で申請することができます。

- 1) 鳥取キャンパス：学生生活課学生支援係（日本人学生）（電話）0857-31-5058
国際交流課学生交流係（留学生）（電話）0857-31-5056
- 2) 米子キャンパス：学務課学生係（電話）0859-38-7100
- 3) 住民登録をしている市町村の国民年金の窓口
- 4) 鳥取年金事務所（電話）0857-27-8311
米子年金事務所（電話）0859-34-6111

※詳しい申請書方法等は、各窓口にお問い合わせください。

【申請して承認されたら】

- 1) 学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。
- 2) 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には含まれますが、老齢基礎年金の額の計算の対象となる期間には含まれません。このため、将来、満額の老齢基礎年金を受けるために、10年間のうちに保険料を納付（追納）することができる仕組みとなっています。

【国民年金についての問合せ先】

- * 住民票のある市区町村役場の国民年金担当窓口
- * 鳥取年金事務所 （電話）0857-27-8311
- * 米子年金事務所 （電話）0859-34-6111

5

経済支援

授業料の減免

特に優れた学生であって経済的な理由により極めて修学に困難があると認められる者などに対して、半期（前期・後期）ごとの申請により授業料の全額または一部を免除する制度です。

◆学部生の授業料減免は、国の修学支援新制度により、日本学生支援機構が行う「給付奨学金」と併せて実施します。希望者は、年2回（4月・10月）募集する日本学生支援機構「給付奨学金」に申し込んでください。募集開始は、鳥取大学ホームページでお知らせします。

【授業料減免等に関する情報は】

*学部生^(※)

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/fee/study-support/>

Home>教育・学生生活>入学料・授業料・経済支援制度>授業料等減免（高等教育の修学支援新制度）

【学部生】

^(※) 学部生のうち、私費外国人留学生

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/study-tottori-tuitionfee-exemption>

Home>留学生の皆様へ>◆鳥取大学に留学を希望する皆さんへ>授業料免除の申請について

*大学院生

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/fee/exemption-gra/>

Home>教育・学生生活>入学料・授業料・経済支援制度>授業料免除・入学料免除等（大学院生）

日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることがないように支援することを目的として国が実施する制度です。貸与型の第一種・第二種奨学金と給付型の給付奨学金があります（給付奨学金は学部生のみ）。募集時期等は以下のとおりです。

種 別	募 集 時 期 等
在学採用	年2回（4月、10月） ※募集開始は鳥取大学ホームページでお知らせします。
緊急採用（第一種奨学金） 応急採用（第二種奨学金） 家計急変採用（給付奨学金）	※随時、学生生活課（米子地区は学務課）に相談してください。 生計支持者の失職・破産・会社の倒産・病気・死亡等又は火災・風水害・震災等による災害により、家計が急変し学費に困った場合

【日本学生支援機構奨学金に関する情報は】

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/fee/jasso/>

Home>教育・学生生活>入学料・授業料・経済支援制度>日本学生支援機構（JASSO）奨学金

民間育英団体及び地方公共団体の奨学金

日本学生支援機構の奨学金のほか、民間育英団体及び地方公共団体の奨学金があります。応募資格等の条件は各奨学団体により異なります。奨学団体から募集案内のあったものについては、以下の大学HPに掲載しています。

【民間育英団体及び地方公共団体の奨学金に関する情報は】

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/fee/scholarship/>

Home > 教育・学生生活 > 入学料・授業料・経済支援制度 > 地方公共団体・民間育英団体奨学生の募集について

その他の奨学金

5

とりりん奨学金（鳥取大学修学支援事業基金奨学金）

鳥取大学修学支援事業基金を財源とし、経済的理由により修学が困難な学生を支援することを目的とした奨学金です。（国の修学支援新制度により授業料が減免となった学生から選考します。）

鳥取大学正光奨学金

学業優秀でありながら、経済的理由のため修学が困難な者、又は業績が高く評価された者等について、学費あるいは生活費の一部を給付することにより、就学意欲の向上を図り、併せて将来社会に貢献する人材を育成することを目的とした奨学金です。）

鳥取大学大学院エンカレッジ・ファンド

大学院博士課程（博士後期課程）に入学・進学する学生の研究意欲の向上及び優れた研究の推進に資することにより、数多くの優秀な人材の入学・進学を促進することを目的とした奨励金です。

【その他の奨学金に関する情報は】

* とりりん奨学金（鳥取大学修学支援事業基金奨学金）

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/fee/toririn/>

Home > 教育・学生生活 > 入学料・授業料・経済支援制度 > とりりん奨学金(鳥取大学修学支援事業基金奨学金)【学部生】

* 鳥取大学正光奨学金

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/fee/masamitsu/>

Home > 教育・学生生活 > 入学料・授業料・経済支援制度 > 正光奨学金（大学院生）

* 鳥取大学大学院エンカレッジ・ファンド

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/fee/encourage/>

Home > 教育・学生生活 > 入学料・授業料・経済支援制度 > 大学院エンカレッジ・ファンド

国の教育ローン，提携教育ローン

国の教育ローンは，大学などに入学・在学する学生のいる家庭について，「経済的負担の軽減」と「教育の機会均等」を図るために創設された，公的な融資制度です。

その他民間融資機関による提携教育ローンもあります。

【国の教育ローン、提携教育ローンに関する情報は】

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/fee/loan/>

Home>教育・学生生活>入学料・授業料・経済支援制度>国の教育ローン，提携教育ローン等

【問合せ・相談先】

- *（鳥取地区）学生生活課奨学係 （電話）0857-31-5059・6776
- *（米子地区）学務課学生係 （電話）0859-38-7100

学 寮

本学では、自宅から通学できない学生のために学寮を設置しています。学寮は、勉学に適する環境をつくるとともに、共同生活を通じて学生の社会性の発達を助長し、人格の向上に資することを目的としています。学寮の概要は次のとおりです。

寮 名	性別	収容定員	所在地	構造・規模	担当 (問合せ先)
学 寮	男	122人 (122室)	鳥取市湖山町 西1丁目232番地	鉄筋5階建	学生部 学生生活課
	女	47人 (47室)		鉄筋3階建	
医学部学寮	男	41人 (41室)	米子市内町161番地	鉄筋5階建 男子寮1～3階	米子地区事務部 学務課
	女	24人 (24室)		女子寮4・5階	

【学寮に関する情報は】

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/welfare/dormitory/>
Home>教育・学生生活>福利厚生>学寮

国際交流会館（外国人留学生等の居住施設）

本学に在学する外国人留学生及び教育研究に従事する外国人研究者に対して、居住の場を提供することを目的として国際交流会館を設置しています。

4月及び10月新規入居者募集は、1月下旬及び8月上旬にそれぞれ開始します。

所在地：〒680-0947 鳥取市湖山町西4丁目110

電 話：0857-28-4808

区 分	部屋数	建物の構造	寄 宿 料
1人部屋	50室	鉄筋5階建	月額 5,000円又は6,000円 (居室面積が、2種類有ります)
2人部屋	6室	鉄筋3階建	月額 12,000円
3人部屋	3室		月額 15,000円

【国際交流会館に関する情報は】

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/Students-housing-dormitory>

【問合せ・相談先】

* 国際交流課学生交流係 (電話) 0857-31-5056
E-mail : kokuko-gaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp

学生用マンション・アパート

学寮以外に学生用マンション・アパートを希望する者に、鳥取大学生生活協同組合(大学会館(東館)南側、米子地区は生協医学部ショップ)が紹介・斡旋します。

なお、医学部医学科は1年次から米子キャンパスにおいて、医学部生命科学科、保健学科の学生は1年次は鳥取キャンパス、2年次から米子キャンパスにおいて学ぶこととなりますので、そのつもりで住居を決めてください。

宿舎・アパートを選ぶ際の注意事項

- ▼広さ、料金、通学距離等、諸条件をよく検討の上選ぶこと。
- ▼入居契約は、自分で部屋を見て諸条件を家主に確認し、納得した上で、必ず賃貸契約書を取り交わすこと。
- ▼賃貸契約書については、父母等保証人と十分に内容の確認をすること。
- ▼部屋代以外の諸経費についても、十分に内容の確認をすること。

【問合せ・相談先】

- * (鳥取地区) 鳥取大学生生活協同組合 (電話) 0857-28-2333
- * (米子地区) 生協医学部ショップ (電話) 0859-31-6030

アルバイト

アルバイト求人票は、鳥取地区は大学会館第1食堂前、米子地区は大学会館2階に掲示してあります。また、鳥取大学生生活協同組合が運営する鳥取大学公式アルバイト情報サイト「トリジョブ」に携帯電話やパソコンから接続すると、アルバイト求人情報を随時検索することができます。

※生協組合員のみ会員登録することができます。生協組合員の加入手続きは生協本部にて随時受け付けています。加入後、約1週間でトリジョブの会員登録が可能になります。

※外国人留学生在がアルバイトをする場合は、あらかじめ資格外活動許可の取得が必要です。

【トリジョブ(鳥取大学公式アルバイト情報サイト)HP】

<http://torijob.toridai-coop.jp/>

※ 注 意 事 項 ※

新入生については、大学生活に早く慣れる必要があるため、原則として入学後3ヵ月間はアルバイトの紹介をしていません。また授業期間中のアルバイトについては学業に支障を来さない程度に、必要最小限に留めてください。

ブラックバイトにご用心！！

近年、全国的にアルバイトに関してのトラブルが増大している傾向にあります。掲示されている求人者とは別に、直接、求人者から電話等による求人の話が合った場合は、一度、学生生活課(米子地区は学務課)の窓口で相談してください。

闇バイトに注意！！

闇バイトの募集はSNSだけでなく、求人サイトを使用している例もあります。

高額報酬の支払いをうかがわせる、秘匿性の高い通信アプリへ切り替えを指示される等、怪しいと思うものには絶対に応募しないでください。怪しいバイトに応募してしまったなど、不安に感じる事があれば、警察に相談してください。

家庭教師のアルバイトについて

一般のアルバイトとは別に、家庭教師を希望する学生は、あらかじめ所定の登録票を作成し、鳥取地区は学生生活課、米子地区は学務課学生係に提出してください。

相談ダイヤル「労働条件相談ほっとライン」

厚生労働省が平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して無料で相談できる電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」を開設しています。詳しくは下記のアドレスを確認してください。

【相談ダイヤル「労働条件相談ほっとライン」HP（厚生労働省）】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>

6

こんなことに困ったら

健康な学生生活のために…保健管理センター

保健管理センターは、学生、教職員のみなさんが健康な生活を送ることができるよう、支援を行っています。

鳥取・米子両キャンパスに設置されています。

健康診断

1. 定期健康診断

毎年4月に定期健康診断を実施しています。健康状態のチェックのため、必ず受診しましょう。詳細は、掲示・HP等でお知らせします。

就職活動、体育会参加等では健康診断証明書の提出を求められます。必ず健康診断を受診しておきましょう。

2. 特殊健康診断

有機溶剤等を取り扱う学生を対象に特殊健康診断を実施しています。

3. 健康診断証明書の発行

就職活動、進学、体育会参加・海外渡航等に必要な健康診断証明書を無料で発行しています。

健康診断証明書は自動発行機（設置場所については、鳥取地区63ページ、米子地区は65ページ参照）で発行してください。発行できない場合は、保健管理センターまでお問い合わせください。

心と身体の健康相談

- ・専任の教員（医師）、保健師、看護師、学校医による健康相談（医師による診察を含む）を行っています。
- ・不安や悩みなど、気になる事がある時は、気軽にご相談ください。
- ・カウンセラーによるカウンセリング・精神科医の診察は原則として予約制です。保健管理センターHPのお問い合わせフォーム、電話または直接窓口で事前にお申し込みください。
- ・健康相談（医師による診察を含む）は都合により変更・休診となる場合がありますので、随時HPを確認してください。

【問合せ先】

* 保健管理センター（鳥取キャンパス）（電話）0857-31-5065

* 保健管理センター 米子分室 （電話）0859-38-6495

【保健管理センターHP】

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/support/health/>

Home>教育・学生生活>学生支援窓口・証明書等>保健管理センター

応急処置・休養・診察

学内で体調不良を感じたり、けがをした場合は来所してください。

ベッドのある休養室で休養が可能です。また、医師、保健師、看護師が必要に応じて診察や救急処置を行います。継続した治療が必要な場合は、近隣の医療機関を紹介します。

健康教育・健康支援

- ・食事や運動などについての健康指導やセミナー、アルコール体質判定、禁煙相談（予約制）、骨量測定等を実施しています。

- ・自動血圧計，自動視力計，自動身長・体重計，InBody（体組成計）を設置しています。健康チェックに役立ててください。
- ・心身の健康保持・増進に役立てるために，健康に関する各種図書があり貸出もできます。

広報誌

「センターだより」を年1回2月頃に発行しています。HPでも閲覧できますので，健康管理についての参考にしてください。

AED（自動体外式除細動器）設置

突然心臓マヒ（心室細動という致命的な不整脈）等を起こした傷病者が発生したときに，救急車が到着するまでの救命措置として，迅速に対応ができるよう，救命措置に必要なAED（自動体外式除細動器）を学内に設置しています。（設置場所については，67ページ参照）

大学HPにもAEDの設置場所を掲載していますので，確認しておいてください。

【AEDの設置場所は】

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/activities/aed/>

Home>教育・学生生活>課外活動>AED（自動体外式除細動器）

学生教育研究災害傷害保険（通学特約含む）

この保険は，学生が教育研究活動中，課外活動中又は通学の途中に被った不慮の事故に対する被害救済の措置として設けられた全国規模の災害補償制度です。入学時に全員加入を義務づけています。

詳細については保健管理センター（米子地区は学務課学生係）までお問い合わせください。

※保険適用期間を1年以上残しての退学・転学や，通算して1年以上の休学等をした場合には，既に納付した保険料の返還を請求できることになっています。

返還手続きについては学生自身で行う必要がありますので，所属学部・研究科の「教務担当係」にある返戻手続用紙又は，以下の大学HPから申請用紙をダウンロードして，所定の担当窓口に提出してください。

付帯賠償責任保険（外国人留学生を除く）

国内外において，学生が正課，学校行事，課外活動（インターンシップ・実習等）及びその往復で，他人にケガを負わせた場合，他人の財物を損壊した場合等により，法律上の損害賠償責任を負ったときの保険です。なお，農学系（学部，研究科）学生は入学時に全員加入を義務づけています。（一部社会人を除く）

【保険料の返還手続は】

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/fee/insurance/>

Home>教育・学生生活>入学料・授業料・経済支援・保険>学生教育研究災害傷害保険/学研災付帯賠償責任保険>保険料（掛け金）の返戻手続きについて

※その他の付帯保険

- ・接触感染予防保険金支払特約

臨床実習施設内で，感染症の病原体に予期せず接触し，その接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合に支払われます。

なお，医学部及び農学部共同獣医学科学生は入学時に全員加入を義務づけています。

- ・外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（インバウンド付帯学総）

留学生用保険は，（1）他人にケガをさせたり，他人の財物を損壊した場合，（2）ケガや病気で3日以上入院して，ご家族が駆けつけたときの交通費や宿泊費の支払いを補償する保険です。学研災と異なり，補償の時間帯や場所についての限定はありません。なお，外国人留学生は入学時に全員加入を義務づけています。

【問合せ先】

- * 保健管理センター (電話) 0857-31-5564
- * 学務課学生係 (米子地区) (電話) 0859-38-7100
- * 国際交流課学生交流係 (留学生用保険) (電話) 0857-31-5056

鳥取地区の健康相談 (令和6年4月現在)

* 都合により変更・休診となる場合がありますので、随時HPを確認してください。

	担 当	医師の主たる専門分野	曜日・受付時間	備 考
健康相談 応急処置	保健師、看護師		毎日 9:00～17:00	健康相談一般 けが、急病等の応急処置
心と身体の健康相談・診察	医師 (保健管理センター教員)		毎日 10:00～12:30 14:00～16:30	予約制ではありませんが、なるべく予約をしてください。 * 予約が優先されます * 医師の指定は予約が必要です
	医師 (学校医)	内科	金曜日 13:15～14:15	原則予約制 * 夏季休業など休業期間は休みます
		精神科	第1・2・4火曜日 14:00～16:00	原則予約制
心の相談 (カウンセリング)	カウンセラー (臨床心理士・公認心理師)		火曜日 13:00～16:00 月・水・金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00	原則予約制

米子地区の健康相談 (令和6年4月現在)

* 都合により変更・休診となる場合がありますので、随時HPを確認してください。

	担 当	医師の主たる専門分野	曜日・受付時間	備 考
健康相談 応急処置	看護師		毎日 9:00～17:00	健康相談一般 けが、急病等の応急処置
身体の健康相談・診察	医師 (学校医)	産婦人科	月・火・水曜日 9:30～13:00	原則予約制
		内科	木・金曜日 9:30～13:00	原則予約制
心と身体の健康相談・診察	医師 (保健管理センター教員)	内科・脳神経内科	第3金曜日 10:30～14:00	原則予約制
		耳鼻咽喉科・アレルギー科	第2月曜日 10:30～14:00	
心の健康相談・診察	医師 (学校医)	精神科・心療内科	第1金曜日 12:00～13:00 第2木曜日 12:00～13:00 第3水曜日 12:00～13:00	原則予約制
心の相談 (カウンセリング)	カウンセラー (臨床心理士・公認心理師)		火・木曜日 10:30～17:00 隔週月曜日 12:00～16:00	原則予約制

【問合せ先】

- * 保健管理センター（鳥取キャンパス）（電話）0857-31-5065
- * 保健管理センター 米子分室（電話）0859-38-6495

【保健管理センターHP】

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/welfare/health/>
Home>教育・学生生活>学生支援窓口・証明書等>保健管理センター

なんでも相談・障がい学生支援…学生支援センター

学生支援センターでは、すべての学生の皆さんが充実した学生生活を送ることができるようにサポートをします。学習および生活上の諸問題に対応する総合的な相談や案内、また障がいなどのハンディキャップに対して総合的支援やコーディネートを行っています。必要に応じて学外の機関とも協力・連携を行います。

なんでも相談

自分のこと・友人のこと・先生のことなど遠慮なくご相談ください。専門の相談員が対応します。相談内容が関係者以外に漏れることはありません。

障がい学生支援

本学への修学において、障がい等の理由により、大学による配慮もしくは支援をご希望の場合は、ご本人の意思により、その内容及び要望等を「修学上の特別な配慮を希望する者の支援申請書」にご記入の上、「(本学書式の)診断書」等の申請の添付書類を添付の上、各学部の担当係まで郵送または窓口に提出いただきますようお願いいたします。

各書類の書式は、鳥取大学学生支援センターのホームページからダウンロードできます。

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/st-support/download.html>

鳥取大学学生支援センター HP→「各種ダウンロード」



発作を伴う疾患につきましては、実験等における事故防止のためにもお知らせいただきますよう、重ねてお願いいたします。

学部/大学院	担当係(宛先)	電話番号	住所
地域学部 持続性社会創生科学研究科地域学専攻	地域学部 教務係	(0857) 31-5077	〒680-8550 鳥取市湖山町南 4丁目101番地
工学部 持続性社会創生科学研究科工学専攻/工学研究科	工学部 教務係	(0857) 31-5186	
農学部 持続性社会創生科学研究科農学・国際乾燥 地科学専攻	農学部 教務係	(0857) 31-5342	
連合農学研究科	農学部 連大学務係	(0857) 31-5446	
共同獣医学研究科	農学部 共同獣医学務係	(0857) 31-5365	
医学部 医学系研究科	医学部 学務課学生係	(0859) 38-7100	〒683-8503 米子市西町86番地

学生支援センター利用案内

場 所：共通教育棟A棟2階N2100（63ページを参照）

開室時間：平日8時30分～17時15分

（祝祭日及び12月29日～1月3日、その他大学・センターが定める休日を除く）

相談方法：直接来室、電話、メールで対応します。

【問合せ先】

＊学生支援センター

（電話）0857-31-5794 （FAX）0857-31-6022

E-mail：st-support@ml.adm.tottori-u.ac.jp

【学生支援センターHP】

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/st-support/index.html>

Home＞教育学生生活＞学生支援窓口・証明書等＞学生支援センター

多様な相談・支援…ダイバーシティキャンパス推進室

鳥取大学ダイバーシティキャンパス推進室は、多様な個性・価値観やライフスタイルを尊重しあい、無意識の思い込みやハラスメントに気づき、誰もが健やかに成長や挑戦ができるキャンパスづくりを推進しています。

研究者支援、ライフイベント支援、学生のキャリア支援、セクシャルマイノリティについての理解と支援など、多様な構成員の共生環境づくりとして、相談対応や啓発活動を行っています。また、男女共同参画や多様性の尊重などに関して、学内外との協力・連携、情報提供を行っています。

各種相談・情報交換

- ・育児、介護等と学業との両立について
- ・生理・妊娠・出産とキャリアについて
- ・多様な文化や考え方について
- ・性別、性自認、性的指向について
- ・研究・開発職をめざす女性を対象とした情報提供 など

DVD&書籍の貸し出し

- ・ハラスメントやLGBTQ+等に関するDVDを推進室内で視聴できます。
- ・キャリアと育児、介護、ワークライフバランス、LGBTQ+等に関連する書籍を貸出しています。

休憩室利用

体調不良時、休養できます。また搾乳室としても利用可能です。

※発熱など感染症の症状がある方は利用をお控えください。

ダイバーシティキャンパス推進室利用案内

場 所：地域学部棟4階

相談・休憩室利用時間：平日9時～16時

相談方法：事前にメールか電話で予約してください。

（直接来室でも対応しますが、室員が不在の場合があります。）

【問合せ先・相談予約】

ダイバーシティキャンパス推進室

(電話) 0857-31-5769 (FAX) 0857-31-5797

E-mail:diversity@ml.adm.tottori-u.ac.jp



相談予約フォーム

【ダイバーシティキャンパス推進室HP】

<https://www.tottori-u.ac.jp/diversity/>

Home>附属施設・附属病院>その他の施設等>ダイバーシティキャンパス推進室

キャリア支援・就職…キャリアセンター

本学学生のキャリア支援・就職支援の専門部署として、鳥取地区では共通教育棟B棟1階にキャリアセンターがあります。社会人として自立していくためのできる能力を養うことを目的としたキャリア教育科目を担当するとともに、学部・学科を問わず共通する就職ガイダンスや公務員対策講座（主催：大学生協、後援：キャリアセンター）などを企画・実施しています。

キャリア教育

充実した学生生活を送ることは、今後の人生＝キャリア形成にとって確かなパスポートとなります。そこで本学では、入学してきた全1年生向けに「キャリア入門」を開講し、大学卒業後の進路選択（就職・進学）を視野に入れた、充実した学生生活への動機づけを行っています。また、「キャリア入門」以外にも、「地域就業論」・「就業体験学習」・「ワーク・ライフ・バランス論」といった科目を開講しています。

インターンシップ

主に夏休みや春休みを利用して企業や自治体等で行われるインターンシップは、学生時代の早い段階から主体的に自らのキャリア形成について考えるきっかけとして重要な体験です。また、就業体験を伴わない「オープンカンパニー」と呼ばれるものもあり、本学でも多くの学生がこれらに参加する傾向にあります。キャリアセンターではインターンシップ等への対策として、ガイダンスや対策講座を多数用意しています。

就職支援

キャリアセンターには、全国各地の企業から多くの求人情報が届けられており、キャリアセンターホームページ（「求人情報・セミナー情報」）から閲覧することができます。

学内で実施する企業説明会の開催や各種ガイダンス・セミナーの実施、個別相談など、就職活動を乗り切るための実践的な支援メニューを豊富に取り揃え、学生のサポートを行っています。（具体的な支援メニューは以下のとおりです。）

ガイダンス・セミナー	・就職活動の進め方 ・エントリーシート、履歴書の書き方 ・面接対策・マナー
就職相談	・エントリーシート等提出物の添削 ・面接対策、練習 ・その他就職に関すること
就職活動に関する支援	・企業説明会の実施 ・交通費の一部補助

キャリアセンター利用案内

場 所：共通教育棟B棟1階（63ページを参照）

開室時間：平日の8時30分～17時15分（祝日、12月29日～1月3日及びその他大学が定める休日を除く）

利用概要：キャリアセンターでは以下のものが利用できます。

- ・就職相談（経験豊富なキャリア相談員が、就職活動に関する相談や悩みに親身になって対応します。オンラインも可。予約制1回40分）
- ・求人情報（鳥大キャリアナビ）、企業パンフレットの閲覧
- ・企業説明会情報、就職ナビ会社情報
- ・公務員等募集要項提供、国家公務員過去問閲覧
- ・インターンシップ情報（鳥大キャリアナビ）
- ・就活参考図書閲覧・貸出
- ・WEB面接室の利用（WEB面接、WEB適性試験など）

詳細情報は、キャリアセンター窓口で確認又はHPを参照してください。

HPでは求人情報やガイダンス情報、インターンシップ情報など役立つ情報を随時更新しています。

【問合せ先】

*キャリアセンター（鳥取地区）

（電話）0857-31-5456・5708 （FAX）0857-31-5559

E-mail：syusyoku@ml.adm.tottori-u.ac.jp

*学務課学生係（米子地区）

（電話）0859-38-7100 （FAX）0859-38-7109

E-mail：me-gakusei@ml.adm.tottori-u.ac.jp

【キャリアセンターHP】

【キャリアセンター公式LINE】



<https://www.tottori-u.ac.jp/career/center/about/>

Home>キャリア・就職支援>キャリアセンター

教員免許の取得…教員養成センター

教員養成センターでは、教職相談やさまざまな企画および施設設備活用で、教員免許の取得や教員をめぐるみなさんの支援をしています。

教職相談室

教員養成センターでは、教職相談室を開設しています。教員の仕事、学校、子どもや保護者の実態、自分がどんな校種の教員に向いているかなど幅広い相談に応じています。相談は、長年学校や教育委員会に勤務してきた教職経験のある教員が担当しています。学校や教職についての漠然とした不安や疑問など、教員免許取得に迷っていたり、教職に就きたいけれど何から始めてよいのかわからなかったり、そんな時は相談室へ来てみてください（教職の単位履修については各学部教務係が相談窓口です）。

教職相談室開室日時：原則として、月・火・木・金曜日 13:00～17:00

※相談予約がなくても、来談者がなく担当教員が在室しているときは可

教員養成センター利用案内

場 所：正門を入れて左手の広報センターの東隣にある2階建ての建物です。

8：30－18：00（各部屋の利用時間は10：30－17：00）

利用案内：1階 教職相談室、教職関連の雑誌書架、教育実践室（学部の授業ほかで使用）など

雑誌書架（教職相談室前に設置）には、図書館にはない教員採用試験に関する雑誌や、教師のしごとに関係するさまざまな雑誌をとり揃えています。

2階 教職学習室（ライブラリー）など

ライブラリーには、専門書（教師のしごと関連、教育学・心理学・特別支援教育・教育相談・社会学ほか）、小説、絵本、児童書、コミック、授業づくりに役立つ本やボードゲーム、教員採用試験対策本、教科書、学習指導要領などがあり、自由に利用できます。

☆「学び・遊び・つなぐ」プロジェクト（主に後期）では、【学び】現職教員による極意が伝わる授業で学び、【遊び】遊びから授業づくりを考えて、【つなぐ】教員としての幅を視野とともに広げて、さまざまな人や場所とつながる、の3ステップで、教員をめざすみなさんにおすすめの企画を準備しています。ブッククラブもあります。

センターの場所や利用方法などがわからないときは、共通教育棟A棟1階⑤番窓口（教職教育係）へ。

教育ボランティア

本学では、鳥取大学附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校と連携・協力して、附属学校園でのボランティア活動を紹介しています。また、鳥取県教育委員会と連携・協力して、県内の学校、教育施設等が募集する教育ボランティアの情報を学生に紹介し、学生の教育ボランティア活動への参加を図っています。（4月ごろから）

活動内容は学校園での預かり保育や教科指導、行事の補助、部活動に関する指導補助、放課後の学習相談などです。

詳しい内容は教育支援課、教員養成センター等で掲示しているほか、教員養成センターのHPに掲載しています。

教員を目指す学生のみなさんはもちろん、地域や学校の活動に興味のあるみなさんも積極的に参加してください。

【問合せ先】

* 教育支援課教職教育係（鳥取地区）

電話 0857-31-5537

【教員養成センターHP】

<https://www.tottori-u.ac.jp/institute/international/teacher/>

Home > 附属施設・附属病院 > 教育支援・国際交流推進機構 > 教員養成センター

7

附属施設

附属図書館

附属図書館は、図書や雑誌に加えて、電子書籍や電子ジャーナルなどを本学の学生、教職員へ提供するとともに、グループ学習のためのスペースや、個人のパソコンを学内ネットワークに接続することのできる有線・無線LAN環境など、様々な機能で大学における教育・研究活動を支援しています。また、地域の方々への資料貸出や講演会の開催、県内公共図書館との連携など、広く地域社会へも貢献しています。

附属図書館は、中央図書館（鳥取キャンパス）と医学図書館（米子キャンパス）からなります。詳しい利用方法については、別に配布する図書館利用案内を参照してください。

現在、附属図書館には約69万冊（中央図書館54万冊、医学図書館15万冊）の蔵書があり、資料の閲覧・貸出のほか、文献調査や文献入手の支援、情報リテラシの授業への参加、講習会の実施などを通じて、学生の皆さんの学習をサポートしています。

ここでは主として、中央図書館の利用について説明します。

開館時間と休館日

平 日	8：40～22：00（休業日は8：40～17：00）
土曜日、日曜日、祝日	10：00～17：00（試験期間中は10：00～22：00）
休 館 日	年末年始、夏季一斉休業日、学生休業期の土曜日、日曜日、祝日

※状況によって開館時間を変更、臨時に休館する場合があります。

入館方法

入館するときは、ゲートを通るため学生証が必要です。学生証を忘れたときは、カウンターで入館手続きをしてください。

館内での閲覧

館内では、書架の資料を自由に閲覧することができます。図書館では、図書や雑誌だけでなく、新聞や、CD、DVDなどの視聴覚資料、電子ジャーナル、電子書籍などの電子資料も提供しています。なお、視聴覚資料、貴重資料や閉架書庫の資料を利用する場合は、カウンターへ申し出てください。

資料の貸出と返却

図書館の資料を館外に持ち出すときは、必ずカウンターまたは自動貸出返却装置で貸出手続きをしてください。この貸出手続きには学生証が必要です。もし、手続きをしないで退出しようとする、警報装置が作動し、ゲートを通できません。また、借りたい本が貸し出されている時は、OPAC（オンライン蔵書目録）から貸出の予約ができます。

貸出冊数と期間は下記のとおりです。

身 分	中央図書館	医学図書館	貸 出 期 間
学 部 学 生	10冊	5 冊	・ 図書：14日間 ・ 雑誌：7日間（中央図書館） 3日間（医学図書館） ・ 視聴覚資料：7日間。貸出不可資料あり。
大 学 院 生	15冊	10冊	

借りた資料は、返却期限を守り、カウンターまたは自動貸出返却装置で返却手続きを行ってください。いつでもブックポストへ返却することもできます。返却期限を超過すると、超過日数分貸出停止となりますのでご注意ください。また、返却期限内であれば、一度だけ貸出期間を延長することができます。

ラーニングコモンズとパソコンルーム

中央図書館1階には、話し合いながら学習できるスペースとして、ラーニングコモンズが設置されています。ここでは、備え付けパソコンやプリンタの利用が可能です。

備え付けパソコンやプリンタは医学図書館2階にも設置されています。

グループ学習室と多目的ルーム

複数人での共同学習やプレゼンテーションの練習などを支援するため、グループ利用可能な部屋を貸し出しています。グループ学習室は3～10人程度の少人数での学習、多目的ルームは10～40人程度の多人数での行事に利用することができます。また、それぞれ無線LANやプロジェクタの利用も可能です。

個人ブース

1人で集中して学習したい場合などに利用できる個人ブースを設置しています。利用には申込みが必要です。

レファレンス・サービスおよび現物貸借と文献複写

学習や研究調査等に必要図書・雑誌の所在確認、人物・地名・事柄などの調査、OPAC・学術文献データベースの検索方法、電子ジャーナルの利用方法などについて相談に応じています。

また、探している資料が学内にない場合、他の図書館から資料を借り受けたり、コピーを取り寄せることができます（有料）。どちらもカウンターにてお問い合わせください。

講習会

図書館の利用方法や情報検索の講習会を随時行っています。特に、大学生に必須であるレポートについて、文の構成や引用方法などを説明した動画をe-ラーニングシステムで公開していますので活用してください。

県内図書館の利用

鳥取県立図書館、鳥取市立中央図書館などの県内の公共図書館や、公立鳥取環境大学情報メディアセンター及び鳥取看護大学・鳥取短期大学附属図書館などが所蔵する資料を、当館カウンターにて無料で借り受け、返却できます。詳しくは、カウンターにお尋ねください。

また、公立鳥取環境大学情報メディアセンター及び鳥取看護大学・鳥取短期大学附属図書館では、本学の学生証を持参することで、図書の貸出が可能となります。

利用にあたっての注意

- 図書館から借りた資料を他の人に貸すことはおやめください。延滞や破損があった場合、図書館から借りた方に対応をお願いさせていただきます。
- 図書館の資料に書き込みをしないでください。
- ラーニングコモンズ以外の場所ではお静かにお願いします。
- 荷物を放置したまま席を離れないでください。ロッカーをご利用いただけます。
- 館内での飲食は厳禁ですが、ペットボトルと水筒に入った飲み物は持ち込むことができます。また、ラーニングコモンズ内では、軽食に限り飲食が可能です。
- 館内では携帯電話はマナーモードに、通話は2階の携帯電話BOXをご利用ください。

【附属図書館HP】

- * 中央図書館 <https://www.lib.tottori-u.ac.jp/central.html>
 - * 医学図書館 <https://www.lib.tottori-u.ac.jp/medical.html>
- Home > 附属施設・附属病院> 附属図書館

情報戦略機構

情報戦略機構は、学内の情報システム並びに情報通信ネットワークの整備等に戦略的に取り組み、本学においてデジタル・リモート技術を取り入れた先進的な教育・研究・社会貢献・国際的活動及びデジタルトランスフォーメーションを推進しています。

開館時間と休館日

開館時間：平日8時30分～17時

休館日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始、夏季一斉休業日、鳥取大学記念日

相談窓口

教育研究など学生生活におけるパソコンやネットワークの利用、パスワード紛失等に関する相談を対面で受け付けています。お気軽にお訪ねください。そのほかチャットボットを使って対話的に問題を解決できるサービス(<https://kb.oism.tottori-u.ac.jp/inquiry-chatbot/>)や、ナレッジベース (<https://kb.oism.tottori-u.ac.jp/>)というお役立ち情報を集めたサイトがありますので、ご利用ください。

演習端末は、情報戦略機構（米子地区）と図書館に設置されており利用が可能です。

演習端末は各館開館時間内において自由にご利用いただけますが、演習室は講義や講習会等の利用が優先されます。

■設置台数

	情報戦略機構演習室	図書館
鳥取地区	なし	5台
米子地区	130台	5台

アクティブラーニングスペース

鳥取オフィス1階にあるアクティブラーニングスペースは、自らが学ぶ場、ディスカッションやプレゼンテーションなど能動的な学びの場の1つとして提供するスペースで、収容人数は10名程度です。

大小4つのホワイトボード、液晶プロジェクタ、無線に加え、有線LANでの高速なインターネット接続環境を整備しています。自学習や授業、サークル活動、イベント等、レイアウトを自由に変更して幅広い用途でご利用いただけます。

【情報戦略機構HP】

<https://www.oism.tottori-u.ac.jp/>

Home > 附属施設・附属病院 > 情報戦略機構

体育・課外活動施設

体育施設、課外活動施設は、正課（健康スポーツ科学に関する授業・研究等）や課外活動への使用を目的に設置しています。使用にあたっては、必ず次の事項を遵守してください。また、各施設の使用規則等を必ず確認し、その規則の定めから逸脱した使用はしないこと。

●使用の条件

- (1) 使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 使用時間を守ること。
- (3) 火災及び盗難防止に留意すること。
- (4) 建物、設備を損傷、汚染しないこと。異常があった場合は、直ちに鳥取地区は学生生活課、米子地区は学務課へ報告すること。
- (5) 施設内においては、火気を使用しないこと。
- (6) 使用後は、時間内に使用者各自が後始末、清掃すること。
- (7) 施設への單車及び乗用車での乗り付けはしないこと。
- (8) 鍵の貸し出しは担当係で行い、鍵の転貸は禁止する。
- (9) 退出時には、確実に消灯、戸締り及び施錠をすること。

1) 体育施設

各施設は、次の優先順位により使用することができます。

1. 授業に使用する場合
2. 研究及びこれに関連して行われる行事(以下「研究等」という。)に使用する場合
3. 学生の体育系団体の課外体育活動に使用する場合
 - ア 学生の体育系団体が主管する体育行事に使用する場合
 - イ 学生の体育系団体が使用する場合
4. 本学の学生の課外活動若しくは職員のスポーツ活動に使用する場合又は附属学校の授業若しくは附属学校の児童及び生徒の課外体育活動に使用する場合
5. その他理事が必要と認める場合

○体育施設一覧

施 設 名			面 積 等	使 用 設 備
鳥取地区	屋内	第1体育館	1,153㎡	バスケットボール, バレーボール, バドミントン, 卓球, 体操, ハンドボール, ダンス, フットサル
		第2体育館	1,108㎡	
		武道館 (1階)	408㎡	トレーニングルーム
		武道館 (2階)	470㎡	柔道, 剣道, 空手道, 合気道, 少林寺拳法
	屋外	陸上競技場	20,850㎡ 400mトラック	陸上競技
		野球場	11,898㎡	硬式野球, 準硬式野球, ソフトボール, 軟式野球
		テニスコート	人口芝・12面 アクリル・2面	硬式テニス, ソフトテニス
		ラグビー・サッカー場	12,539㎡	ラグビー, サッカー, アメリカンフットボール
		水泳プール	50m 7コース	水泳 ※一般利用は不可
米子地区	屋内	体育館	1,061㎡	バドミントン, バレーボール, バスケットボール, 卓球, 剣道等
		武道場	268㎡	柔道, 空手道, 合気道
	屋外	テニスコート	人工芝・2面	硬式テニス, ソフトテニス

◆使用時間

8時30分～21時（年末年始の休業日（12月29日～1月3日）を除く）

ただし、鳥取地区トレーニングルームのみ、下記時間となります。

平日・土曜日 8時30分～20時（日曜日は使用不可）

長期休業期間の土曜日 10時～16時30分

◆使用申込み

①体育施設（トレーニングルームを除く）

所定の使用届を下記期限までに提出し、許可を得てください。

区 分	提 出 期 限	提 出 先
鳥取地区体育系サークル	使用予定日の14日前まで	学生部学生生活課
体育系サークル以外の学生	使用予定日の5日前まで	
米子地区	使用予定日の7日前まで	米子地区事務部学務課

②トレーニングルーム（鳥取地区のみ）

トレーニングルーム利用には、講習会参加が必要です。講習会は、年2回（前期・後期）開催しており、掲示等で案内します。

○申込み先

平 日 利用する当日の17時まで

土曜日 前日17時まで（土曜日は受付しません）

健康スポーツ科学事務室 平日 9時30分～16時30分

学生部学生生活課 平日 9時30分～17時

◆使用上の注意

- ・屋内施設では必ず体育館、武道館専用の上履（運動靴）を使用し、上履のまま館外への出入りをしないこと。
- ・ペットボトルなど持ち込んだものは必ず持ち帰り、施設内にごみを放置しないこと。（館内に設置しているゴミ箱は、清掃時に出た塵や埃を捨てるためのものです。）

◆スポーツ用品の貸出し

ボール、ネット等のスポーツ用品の貸出しを健康スポーツ科学事務室で行っています。

申込み：健康スポーツ科学事務室（共通教育棟C棟1階）（鳥取地区） 平日 13時～16時

【体育施設HP】

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/activities/sports/>

Home>教育・学生生活>課外活動>体育施設

2) 課外活動施設

学生の課外活動への利用を目的とし、次のような施設を設置しています。

○課外活動施設一覧

	施設名		室数	収容人員/ 1室(人)	用途
鳥取地区	学生合宿研修所	研修室	次ページ参照		合宿，研修，課外活動等
		宿泊室			
		教員室			
		屋外共用作業スペース	1		課外活動等
	文化系サークル共用施設		1		練習・制作活動，研修
	大学会館	娯楽室	1		課外活動等にかかる集会，練習，展示等
		談話室	1		
		大集会室	1	200	
		中集会室	5	40	
		小集会室	7	20	
		和室	2	20	
		共同談話室	1		
		多目的コーナー	1		
米子地区	大学会館	集会室	5	6～20	
		和室	1		

※このほか、サークル活動用の建物として鳥取・米子両地区に課外活動部室があり、その他鳥取地区に自動車部車庫、弓道場、艇庫、馬房が、米子地区に弓道場、艇庫があります。

① 学生合宿研修所

◆使用の条件

次のいずれかの場合に使用できます。

- ①本学学生サークル団体の相互研修の場としての合宿研修等
- ②国際交流センターが実施する短期日本語研修プログラムにおける研修等
- ③本学の学生指導に関連して行われる行事
- ④その他理事が特に必要と認めた場合

◆使用できる施設・設備

合宿研修所の収容人員は48名です。研修室は原則として団体ごとに指定しますが、使用者多数の場合は異なる団体で共同使用することもあります。

【施設概要と収容人員】

室 名	和洋別・広さ	宿泊可能人数		備 考
第 1 研 修 室	66㎡	32人	18人	畳マットを敷くと、40畳の和室として使用可
第 2 研 修 室	48㎡		14人	
宿 泊 室 1 号	16㎡	4人		2段ベッド（2台）
宿 泊 室 2 号	20㎡	6人		2段ベッド（3台）
宿 泊 室 3 号	17㎡	4人		2段ベッド（2台）
洗面，洗濯室				電気洗濯機 2
シャワー室	(男) 2室 (女) 2室			
教 員 室		2名		2段ベッド（1台）

※ 研修室の宿泊可能人数は、目安です。

◆使用申込み

学生生活課窓口にて、空き状況を確認のうえ、合宿研修所使用願を提出してください。
宿泊利用の場合は、宿泊者名簿が必要です。

② 文化系サークル共用施設

音楽・美術系などの文化系サークルが、練習、制作活動や合宿研修などに使用するための施設です。

◆使用申込み

学生生活課窓口にて、空き状況を確認のうえ、文化系サークル共用施設使用願を提出してください。

◆使用上の注意

- ・祝日、年末年始は利用できません。
- ・施設の利用は、原則として9時～20時までとしています。使用時間の延長については、特別な許可が必要となりますので、別途ご相談ください。

③ 大学会館

大学会館は、学生、教職員など利用者の福利厚生を目的として設置されたものです。鳥取地区と米子地区にあり、施設は大別して課外活動施設（集会室、和室等）と厚生施設（食堂、喫茶室等）に分けられます。

◆使用申込み

学生生活課（米子地区は学務課）窓口にて、空き状況を確認のうえ、大学会館使用許可願を提出してください。

◆使用上の注意

- ・使用後は、後始末をするとともに、使用した机、椅子等を元通りに整頓すること。
- ・緊急の必要を生じた場合は、使用条件の変更を行うことがあります。
- ・共同談話室、ホール等にて展示を行いたい場合は、事前に使用許可を得てください。必要な場合は、展示パネル等の貸し出しもできますので、学生生活課にご相談ください（鳥取地区）。

【課外活動施設HP】

<https://www.tottori-u.ac.jp/redirect/2119/>

Home> キャンパスライフ> 課外活動> 課外活動施設

食堂・売店等

学生及び教職員の厚生施設として、大学会館内に、以下のような食堂、売店等を設けています。

《鳥取地区》

区 別	平日の営業時間	土曜日の営業時間	備 考
カフェテリア （マ）	8:00～20:00	11:00～14:00	大学会館1階
カフェテリア （ア）	11:00～13:30	閉 店	大学会館（東館）1階
ベーカーリーカフェ （セル）	8:15～15:00	閉 店	大学会館2階 オープンテラスあり
生協ショップ （ヒル）	8:20～18:20	10:30～14:00	大学会館（東館）2階
理 髪 店	9:00～17:00	9:00～13:00	大学会館（東館）2階

*夏季休業日などの大学休業中の営業時間はその都度掲示されます。

《米子地区》

区 別	営 業 時 間		備 考
	平 日	土、日、祝日	
生 協 食 堂	8:00～19:30	閉 店	大学会館1階
生 協 シ ョ ッ プ	8:20～18:00	閉 店	大学会館2階
病 院 レ ス ト ラ ン	7:00～18:00	土:11:00～13:00 (弁当販売のみ) 日・祝:閉 店	病棟1階
病院ベーカーリーカフェ	7:00～18:00	7:30～17:00	〃
病 院 売 店 (ローソン)	7:00～22:00	土:8:00～20:00 日・祝:8:00～18:00	〃
美 容 室	8:00～17:00	月・土:9:00～16:00 日・祝の月:閉 店	〃

*夏季休業日などの大学休業中の営業時間はその都度掲示されます。

＜オンデマンドプリントシステム＞

教育用情報ネットワークに接続した必携パソコンや演習端末から印刷可能です。

■設置場所

鳥取地区	中央図書館、大学会館
米子地区	医学図書館

■料金（1ページ当たり）

	A4サイズ	A3サイズ
モノクロ	4円	8円
カラー	25円	50円

【食堂・売店HP】

<https://www.tottori-u.ac.jp/redirect/2094/>

Home>キャンパスライフ>課外活動>福利厚生施設（食堂・売店）

キャンパスのユニバーサルデザイン

本学では、性差・国籍・障がいの有無に関わらず過ごしやすいキャンパス環境を目指し、キャンパスのユニバーサルデザイン化を進めています。車いすで利用できるトイレ、オストメイト対応便器及びおむつ替えシートなどトイレに備えられた機能、車いす使用者用駐車スペース及びエレベーターなどのバリアフリー機能を示したユニバーサルデザインマップを68～69ページに掲載していますので、必要となる方はぜひご確認ください。

学生の海外派遣

本学はみなさんの留学や国際交流活動を応援しています。「海外で学びたい!」と思っている人、ぜひ、国際交流センター・国際交流課にご相談ください。

本学には、短期留学（3ヶ月（1セメスター）未満）、長期留学（1セメスター以上1年以内）のほか、夏休みや春休みを利用した語学研修や文化体験など、海外で学ぶ多くのプログラムがあります。海外での学びを支援する奨学金制度も色々あります。

I. 大学が実施している学生の海外派遣

1. 留学

◆ 交換留学

交換留学制度とは、本学と学術交流協定を結んでいる海外の大学（協定校）との間で学生を相互派遣・受入する制度です。派遣先大学が指定する入学資格を満たし、本学に授業料を通常どおり納めた者は、派遣先の検定料・入学料及び授業料を納めなくても、3ヶ月～1年間留学することができます。派遣先で取得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目として認められる場合があります。

◆ ダブル・ディグリー・プログラム（DDP）

本学と学術交流協定等を締結した海外の大学等に2年間留学し、本学と相手大学同時に在籍することにより、本学と相手大学で修得した単位を相互に認定し、卒業要件を満たした場合、それぞれの大学の学位を同時に取得することができる制度です。

基本的に5年間で、両大学の学位（学士）を取得することができます。

現在、本学では大韓民国の釜慶大学校と実施しています。

2. 海外での語学研修・文化体験

本学では、夏休みや春休みを利用した語学研修や文化体験など海外で学ぶ多くのプログラムを「鳥取大学Global Gateway Program」として用意しています。

参加学生の募集は、国際交流センターのHPを確認してください。

令和7年度実施予定

(1) 海外実践教育プログラム

■ メキシコ海外実践教育プログラム（実施時期：8月～9月）

メキシコの南バハカリフォルニア自治大学（UABCS）及びメキシコ北西部生物学研究センター（CIBNOR）に約2ヶ月間派遣します。本学教員をはじめ、UABCS、CIBNORの教員の協力を得て、現地でのフィールドワークと英語による講義を中心とした実践教育プログラムです。

■ ウガンダ大学海外実践教育プログラム（実施時期：2月～3月）

ウガンダで最も歴史のあるマケレレ大学で、ウガンダの社会経済、文化歴史、教育、医療事情を学び、更に在ウガンダ日本国大使館、JICAウガンダ事務所、小学校や高校などの教育機関、農業研究センター、国際協力サイトなどのフィールド研修を通じて理解を深める3週間のプログラムです。

■台湾銘傳大学英語・異文化研修（実施時期：2月～3月）

台湾銘傳大学において、3週間のネイティブスピーカー講師陣による4技能（読む・書く・聞く・話す）の集中トレーニングコースを受講し、実践的な英語能力を磨きます。

授業以外にCultural Tourにも参加し、台湾の歴史や文化に触れることができる、語学・異文化理解プログラムです。

■マレーシア海外実践教育プログラム（実施時期：3月）

原則として日本人学生一人に対しマレーシア人学生一人が付く体制でマレーシアの大学生と対等に学び、フィールドワークに参加します。また、ローカル・コミュニティ、日系企業、教育研究施設等の視察を通じて、現地社会および地域住民と交流することを重視した実践教育プログラムです。

(2) その他の語学研修及び文化体験学習

英語研修

プログラム名	研 修 先	日 程
タイ海外体験プログラム	タイ・カセサート大学サコンナコンキャンパス	9月（約10日間）
語学研修プログラム（カナダ）	カナダ・ウォータールー大学レニソンカレッジ	8月～9月（約4週間）
語学研修プログラム（アメリカ）	アメリカ・カリフォルニア大学デービス校	8月～9月（約4週間）
マレーシアファーストステップ 英語・異文化研修	マレーシア・マラヤ大学	8月～9月又は2月～3月 （約4週間）
フィリピン英語イマージョンプログラム	フィリピン・ベンゲット州立大学	3月（約10日間）
語学研修プログラム （オーストラリア）	オーストラリア・アデレード大学	2月～3月（約5週間）

*カナダ、アメリカ、オーストラリアのプログラムは、参加者が各自で現地の実施大学に申し込みをすることになります。

また、上記の他に各学部等が実施する留学プログラムがあります。

*最新の情報は、国際交流・留学情報HPを確認してください。

【国際交流・留学情報HP】

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/global-study>

3. 奨学金制度

◆ 海外留学支援制度（協定派遣）

各大学で申請・採択されたプログラム（8日以上1年以内）に参加する学生のうち、成績、家計基準などの要件を満たす者に対し、国が支援する制度です。対象となるプログラムのタイプは短期研修・研究型、奨学金月額（6万円～10万円）は、派遣地域により異なります。また、一定の家計基準または派遣期間を満たした場合は、それぞれに応じた「渡航支援金」が支給されます。

○ 短期研修・研究型

派遣先大学等との連携により作成されたプログラムのうち、日本学生支援機構で採択されたプログラムに参加する学生が支援の対象となります。

詳細は、日本学生支援機構HPを確認してください。

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/haken/index.html

◆ トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム（官民協働海外留学支援制度）

文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構が支援する留学プログラムで、意欲と能力のある日本の若者が海外留学に踏み出すことを目的としています。学生が自分で立案する諸外国での実践活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、実験、実習等多様な学修活動）を含む留学を支援しています。このプログラムに採択されると、奨学金（月額6～16万円）および留学準備金（15万または25万円）のほか、必要に応じて授業料（定額30万円）が支給され、更に、留学のための事前事後研修や、実際に留学した学生間でのネットワーク構築等の支援を受けることができます。

詳細は、トビタテ！留学 JAPANのウェブサイトを確認してください。

<https://tobitate-mext.jasso.go.jp/>

◆ 海外留学支援制度（大学院学位取得型）

修士または博士の学位取得にあたって、留学先大学で学位を取得（ダブル・ディグリーによる留学含む）するため正式な教育課程に在籍する間、学習・研究活動に必要な経費を国が支援する制度です。

詳細は、日本学生支援機構HPを確認してください。

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/daigakuin/index.html

4. 国内での英語研修

（1）語学強化コース

海外への関心及び実践的語学力を高めるとともに、海外派遣プログラム、海外長期留学への参加希望者を増やすための取組として、5限目やランチタイムを利用して英語、中国語、スペイン語のコースを開講しています。複数言語を受講することもできます。

申込方法及び時間割は、国際交流センターHPを確認してください。

（2）国内英語イメージンプログラム

鳥取キャンパス等を利用し、週末に実施される約2日間の短期集中英語研修で、外国人講師による対話型授業で英語コミュニケーション能力の向上を目指すとともに、本学外国人留学生もアシスタントとして参加し、異文化学習等も行います。

5. その他（海外派遣の注意事項）

留学にあたっては、その目的を明確にすることが大切です。目的をはっきりさせることにより、自分にふさわしい留学の方法、留学先、留学期間、留学時期などを決定することができます。

また、海外渡航を実りあるものとして実現するためには、渡航先の情報、特に安全情報等の収集や語学の習得、渡航手続の用意など、入念に準備を行うことをお勧めします。

本学での渡航前手続きは、次のとおりです。

「留学願」等：留学希望者は、所属学部等の担当係へ申し出てください。

「海外渡航届」：海外渡航をする時は、必ず海外渡航届を提出してください。

学務支援システムにログインし、必要情報を入力・送信、帳票印刷した海外渡航届に署名・押印の上、所属学部等の担当係へ提出してください。

詳細は、所属学部等の担当係又は国際交流課にお尋ねください。

「海外留学保険」：海外へ渡航する際には、海外旅行保険の加入を義務付けています。

鳥取大学では、本学学生の海外渡航者向けの制度「学研災付帯海外留学保険（付帯海学）」への加入を推奨しています。この保険は大学が承認した派遣留学などに参加する学研災加入者が加入できる保険です。旅行等、個人的な渡航の場合は加入できませんので、個人的な海外渡航の場合は、各自で海外旅行保険に加入してください。

「在留届」の届け出：海外の滞在期間が3ヶ月以上の場合は、在留届の届け出をしてください。
「たびレジ」への登録：海外の滞在期間が3ヶ月未満の場合は、たびレジへの登録をしてください。

参照HP

機 関 名 等	H P アドレス
日 本 学 生 支 援 機 構	http://www.jasso.go.jp/ryugaku/index.html
外 務 省 渡 航 関 連 情 報	http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/index.html
厚 生 労 働 省 検 疫 所	http://www.forth.go.jp/index.html
国 立 感 染 症 研 究 所	https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
鳥 取 大 学 国 際 交 流 セ ン タ ー	https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja

6. 海外渡航時における安全教育

本学では、学生の海外における安全な勉学、生活、滞在のために、以下のような事前安全教育を義務付けています。渡航の種類に応じて、必要となる安全教育が異なりますので、注意してください。

安全教育の種類		対応する渡航区分
全学共通科目：入門科目 「大学入門ゼミ」 *必修	1 年次必修の「大学入門ゼミ」(医学部医学科は「キャリア入門」)の中で、安全教育に関する講義2コマを視聴し、確認テストに合格すること。 大学院生、編入学生など、上記科目の受講ができない学生は、 <u>国際交流課に連絡すること。</u>	観光旅行等の個人的な渡航 (私事渡航)
全学共通科目：「海外安全マネジメントⅠ」	全学生が、全学共通科目：「海外安全マネジメントⅠ」のうち指定するコンテンツを視聴し、確認テストに合格すること。	
全学共通科目： 「海外安全マネジメントⅠ (入門編)」(8回：16時間)	全学生が、「海外安全マネジメントⅠ(入門編)」を履修し、単位(1単位)を取得すること。 やむを得ない事情で履修ができない場合は、 <u>国際交流課に連絡すること。</u>	教育研究活動に関わる渡航 学会参加、研究、調査、 個人的に参加する留学、 インターンシップ、課外活動、 ボランティア活動、TU-ITP、 学部主催プログラム 本学主催プログラムでの渡航 Global Gateway Program 学術交流協定校への交換留学ス パイラルアップ等 トビタテ留学JAPAN 海外の大学が実施する語学研修

* 詳細については、所属学部担当係、教育支援課教務企画係又は国際交流課にお尋ねください。

また国際交流・留学情報HPを確認してください。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/overseas-safety-management>

II. 海外派遣に関する問合せ先

留学や語学研修等、海外派遣を希望する時は、国際交流課に相談・問い合わせをしてください。

【相談・問合せ先】

国際交流課国際戦略推進室

(電話) 0857-31-5052

(FAX) 0857-31-6065

E-mail: kokuko-renkei@ml.adm.tottori-u.ac.jp

【国際交流センターHP】

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/global-study>

Home> 国際交流・留学情報> 鳥取大学から海外へ

正課外活動（サークル活動）について

大学における教育には、正課と正課外の二つの面があります。正課とは、授業として行う教育・研究を言い、正課外とは、正課以外で学生が自主的に行う課外活動を指します。課外活動は、みなさんの自己の可能性、能力、意向などをもとに、集団活動を通じて豊かな情操と健全な心身の育成を図り、また、共同体験の中から自主性や社会性を涵養するなどの面を合わせもつことなど、人格形成の場を与えてくれるものとなります。

したがって、学生諸君にあっては各自の個性と条件などに適応したサークル活動等に積極的に参加することにより、より一層有意義で充実した学生生活を送られることを期待しています。

本学では、鳥取・米子両地区に文化系・体育系のサークルがあるほか、人間力形成活動支援プロジェクトなど、学生が行うさまざまな自主的な活動があります。

【課外活動関連HP】

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/>

Home>教育・学生生活>課外活動

学内施設利用申請

正課外活動（サークル活動）で使用する以下の学内施設の利用申請は、学生生活課（米子地区は学務課）で受け付けします。（詳しくは42ページから46ページ）

- ・ 大学会館
- ・ 体育施設（体育館、武道館、ラグビー・サッカー場、陸上競技場、野球場、テニスコート）
- ・ 文化系サークル共用施設
- ・ 合宿研修所
- ・ 講義室（届け出サークルのみ）

課外活動用物品の貸出

物品の貸出しは、1ヶ月前から受け付けます。借用したいときは、学生生活課（米子地区は学務課）で、空き状況を確認のうえ、借用手続きをしてください。

使用に際しては、学生相互の円滑な利用を図るため、使用期間の厳守、破損・紛失等の防止に努め、責任をもって使用するようお願いします。なお、物品の借用期間は、原則1週間以内です。

貸出物品の一覧については本学のHPをご覧ください。

【課外活動物品の貸出しは】

<https://www.tottori-u.ac.jp/redirect/2117/>

Home>キャンパスライフ>課外活動>課外活動物品の貸出し

サークル一覧

現在、届け出のある課外活動団体は、次のとおりです。加入を希望する場合は、直接その団体へ申し込んでください。

<鳥取地区>

○文化系	○体育系	【武道】
【音楽系】 JAZZ&FUSION研究会 アカペラサークル ギターアンサンブル部 軽音楽部 鳥取大学吹奏楽団 フィルハーモニー管弦楽団 フォークソング部 邦楽友の会 マンドリンクラブ 混声合唱団フィルコール	【球技】 アイスホッケー部 アメリカンフットボール部 硬式庭球部 硬式野球部 ゴルフ部 サッカー部 準硬式野球部 ソフトテニス部 ソフトボール部 卓球部 軟式野球部 バスケットボール部 バドミントン部 バレーボール部 ハンドボール部 フットサル部FC.GC. ラグビー部 医進バレーボール同好会 L.cat(ソフトテニスサークル) Tiny Dogs(硬式テニスサークル) バスケットボール同好会 第3バスケットボール部 フットサルサークルキャッツアイ バドミントンサークルMarrei	合気道部 弓道部 剣道部 柔道部 少林寺拳法部 居合道同好会 空手道同好会
【その他】 映画サークル 演劇サークル 環境意識向上サークルe心 競技かるたサークル 競技麻雀研究会 献血推進サークル白うさぎ コミック・イラスト研究会 茶道部 児童文化研究会 写真部 手話サークル 将棋部 書道部		【その他】 競技スキー部 サーフィン部 サイクリング部 自動車部 水泳部 漕艇部 体操競技部 探検部 ダンス部 馬術部 ハンググライダー部 ヨット部 陸上競技部 ライフセービングクラブ スポーツクライミングサークル non-pits(ストリートダンスサークル) ワンダーフォーゲル部 海鳥(スキューバダイビング)

<米子地区>

○文化系	○体育系	【武道】
【音楽系】 JAZZ研究会 ギターマンドリン部 軽音楽部 室内管弦楽団 スプラウト(混声合唱団) Notefull(アカペラサークル)	【球技】 硬式庭球部 ゴルフ部 サッカー部 準硬式野球部 ソフトテニス部 卓球部 男子バスケットボール部 女子バスケットボール部 男子バレーボール部 女子バレーボール部 バドミントン部 男子フットサル部 女子フットサル部 ラグビー部	弓道部 剣道部 柔道部 空手道部 富木流合気道同好会
【その他】 アトリエ自由ノート(美術部系) 学生ACLS(救命救急サークル) カクテル部 華道部 ボランティアサークルnecote 国際保健友の会ハクナマタタ 茶道部 サブカルチャー研究会 写真部 しゅわっち(手話サークル) 将棋部		【その他】 競技スキー部 サーフィン部 水泳部 漕艇部 ダンス部(NEXUS) 陸上競技部 駅伝部 サイクリング部

主な課外活動行事

① 開学記念行事 6月

毎年、鳥取大学記念日（6月1日）に体育大会が行われています。

これは、米子地区を含む学生・教職員が参加して交歓する年1回の全学行事です。

② 中国五大学学生競技大会 9月, 11月

学生の課外体育における健全なる発展と普及を図るとともに、学生相互の親睦に資することを目的として、中国地区にある5つの国立大学法人が対抗し、毎年9月上旬に夏季大会、11月中旬に冬季大会を実施しています。

③ 西日本医科学生総合体育大会 8月, 3月

西日本の44大学が参加し、スポーツにより単に体力を培うのみならず、責任感、協調性、精神力を鍛え、また、医学の道を志す新たな同志との交流を図っています。

④ 大学祭 10月

大学祭は、例年10月に行われます。各学部の研究室やサークルの趣向をこらした催しもの・一般講演・研究室公開・展示・音楽・演劇などの多彩な行事が、数日にわたってキャンパス内で繰り広げられます。

また、普段は接することが少ない地域社会に大学を開放し、市民の方々と学生が交流を図る場ともなっています。

鳥取キャンパスでは『風紋祭』、米子キャンパスでは『錦祭』として開催しています。

⑤ 中・四国国立大学連合演奏会・美術展覧会 11～12月

学生の文化における課外活動の健全なる発展と普及を図るとともに、各大学の学生相互の親睦に資することを目的として、中・四国地区の国立大学法人9大学が連合して毎年11～12月に演奏会と美術展覧会を実施しています。

⑥ キャンパス駅伝 11～12月

鳥取キャンパス周辺のコースを5周（1周当たり男子は約3.3Km、女子は約2.8Km）走る駅伝です。毎年教職員を含め100を超えるチームが参加しており、この時期に開催される大学の大きなイベントとして定着しています。この大会では、単にタイムを競うだけでなく、お揃いの衣装や仮装で大会を盛り上げるなど、選手だけでなく、応援する人、サポートする人が「走る」ことを通じて楽しんでいます。

10

鳥取大学関係諸規則

一般市民社会において、憲法をはじめとする様々な法律や規則、慣習などがあって、人々がその中で暮らしているように、大学においてもその目的とする教育研究機能を円滑に効率的に果たすためには「ルール」が必要です。

本学の学則、その他の学内諸規則は、そのルールを具体化したものです。これらの規則については、大学のHPに掲載していますので、学生生活を送るうえで参考にしてください。

【鳥取大学諸規則HP】

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/life/rule/>

Home>教育・学生生活>学生生活>鳥取大学関係諸規則

○主な規則

1. 鳥取大学学則
2. 鳥取大学大学院学則
3. 鳥取大学学生守則
4. 鳥取大学学位規則
5. 鳥取大学学生等の授業料その他の費用の額及びその徴収方法を定める規則
6. 鳥取大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程
7. 鳥取大学入学料の免除及び徴収猶予に関する規程
8. 鳥取大学における修学支援法に基づく授業料等減免に関する規程
9. 鳥取大学学生表彰規則
10. 鳥取大学学生表彰規則実施に関する申合せ
11. 課外活動学長賞実施要項
12. 鳥取大学鳥取キャンパス構内交通規制実施規程
13. 鳥取大学鳥取地区体育施設使用規則
14. 課外活動用備品貸出内規
15. 鳥取大学鳥取地区課外活動部室使用規則
16. 鳥取大学鳥取地区文化系サークル共用施設使用規則
17. 鳥取大学鳥取地区学生合宿研修所使用規則
18. 鳥取大学大学会館使用規程
19. 鳥取大学学生寄宿舍規則
20. 鳥取大学学寮管理運営細則
21. 鳥取大学医学部学寮管理運営細則
22. 鳥取大学附属図書館利用規則
23. 鳥取大学附属図書館利用細則
24. 鳥取大学附属図書館医学図書館利用細則
25. 鳥取大学学生の懲戒等に関する規則

鳥取大学学生守則

〔平成7年4月12日〕
〔鳥取大学規則第26号〕

（誓約書）

第1条 学生は、鳥取大学（以下「本学」という。）に入学するときは、別に定める誓約書を学長に提出するものとする。

（保護者等）

第2条 学生は、在学中、本学の教育方針に協力し、当該学生の身上について責任を負う者を保護者等として定めるものとする。

2 保護者等になることができる者は、学生の三親等以内の親族である成年者若しくはこれに準ずる者又は独立して生計を営む成年者であり、当該学生への指導及び支援の意向のある者とする。

3 学生は、前条で定める誓約書に当該学生の保護者等の連署を得るものとする。保護者等に変更があるときも同様とする。

4 学生は、保護者等の住所等に変更があったときは、所定の様式により速やかに届け出るものとする。

（学生証）

第3条 学生は、入学のときは学生証の交付を受け、携帯するものとする。

2 学生は、身分を明らかにする必要があるときは学生証を提示するものとする。

3 学生は、学生証を紛失し、又は汚損したときは速やかに届け出て再交付を受けるものとする。

4 学生は、学生証に記載された有効期限より前に、卒業、退学又は除籍により学籍から離れたときは学生証を直ちに返納するものとする。

（住所）

第4条 学生は、入学のときに、第1条で定める誓約書に記入することにより、本学に住所を届け出るものとする。

2 学生は、住所を変更したときは、所定の様式により速やかに届け出るものとする。

（健康診断）

第5条 学生は、毎年本学が行う健康診断を受けなければならない。

（団体及び活動）

第6条 学生は、次のような団体を設立することができるものとする。

一 学生自治会又は学生会

二 文化系及び体育系の団体

2 学生は、次の場合には所定の様式により、速やかに理事（教育担当）（以下「理事」という。）に届け出るものとする。ただし、米子地区においては医学部長に届け出るものとする。

一 団体を設立するとき。

二 団体が学外の団体に参加又は加入するとき。

三 団体の解散又は届出事項を変更したとき。

四 団体が学外において活動するとき。

（施設使用）

第7条 学生又は学内の団体が学内の施設を使用するときは、所定の様式による使用願を施設の管理者に提出して許可を受けるものとする。

（広報活動）

第8条 学生の学内における掲示は、指定された場所において行うものとする。

2 指定された場所以外における掲示は、施設の管理者の指示を受けるものとする。

3 拡声器を使用するときは、理事に届出の上、指定された場所及び時間において適当な音量で行うものとする。ただし、米子地区においては、医学部長に届け出るものとする。

（その他）

第9条 大学院学生、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、別に定めのない限りこの学生守則を準用するものとする。

附 則

1 この学生守則は、平成7年4月12日から施行する。

2 学部共通細則（昭和28年7月3日鳥取大学規則第5号）及び学部共通細則取扱内規（昭和28年7月3日鳥取大学規則第6号）は、廃止する。

附 則（略）

附 則（令和3年12月21日鳥取大学規則第91号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日以前の入学者については、改正前の第1条の規定により本学に届け出た保証人を、改正後の第2条第1項で定める保護者等として取り扱うことができる。

個人情報の取扱いについて

個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、本学では「鳥取大学個人情報保護の取扱規則」及び「鳥取大学個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続に関する規則」を整備しました。

学生の皆さんの個人情報（注1参照）については教育活動、修学指導、学生生活支援、進路支援及び健康管理等に必要な業務を遂行するために利用していますが、従来にも増して皆さんの個人情報は確実に保護されなければならないものと考えています。

本学では関係法令等（注2参照）に沿って、個人情報の収集・管理・利用・開示などを、適正に行うため、次により対応していることをお知らせします。

1. 対象となる情報

- （1）入学手続き時に提出いただきました書類に含まれる個人情報
- （2）在学中に提出いただきました個人情報（電磁的記録を含む）
- （3）試験結果、健康診断結果等在学中に発生した個人情報

2. 利用目的

上記1.の個人情報は、本学での教育活動、修学指導、学生生活支援、進路支援、卒業後の各種案内・照会、大学運営等に必要な業務の遂行、エンロールメント・マネジメント（学生に対する支援諸活動の総合的マネジメント）及び緊急時の連絡等に利用いたします。

3. 安全確保の措置

皆さんの個人情報については、関係法令等に基づき、金庫への保管・セキュリティ対策（パスワードの設定等）など、適切に管理するとともに、その保護に努めています。

4. 提供の制限

学生の皆様から提出していただきました個人情報は、利用目的利用及び提供はいたしません。

また、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、皆さんの個人データ（注3参照）を利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用することはありません。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

なお、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することはありません。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行すること対

して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 五 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

注1 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、印鑑の印、性別、学生番号、成績、履修申告、教員免許状申請、教育実習申請、入学料・授業料免除申請、図書貸出情報、健康診断結果のような特定の個人の属性や所有物、関係事実等を表す情報であって、それらの情報と他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものをいいます。

注2 関係法令等

「個人情報の保護に関する法律」

「個人情報の保護に関する法律施行令」

「個人情報の保護に関する法律施行規則」

「鳥取大学個人情報保護の取扱規則」

「鳥取大学個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続に関する規則」

注3 「個人データ」とは、個人情報データベース等（個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等）を構成する個人情報をいいます。

※「鳥取大学個人情報保護の取扱規則」等の詳細につきましては、本学ホームページに掲載しています。

「個人情報保護について」<https://www.tottori-u.ac.jp/about/privacy/individual/about/>

「個人情報の取扱いについて」<https://www.tottori-u.ac.jp/institute/international/high-edu/personal-info>

学生が裁判員法により裁判員候補者となった場合の取扱いについて

〔平成23年2月1日〕
第7回教育支援委員会承認

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）により、本学の学生が裁判員候補者となった場合の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 学生は、裁判員候補者になった場合、裁判員として刑事裁判に参加することに伴い授業に出席すること、又は試験を受験することに支障が生じるおそれがあるときは、学級教員又は指導教員等にその旨申し出ることができるものとする。
- 2 前1により申し出のあった学生に対し、学級教員又は指導教員等は、本人の意思で裁判員として刑事裁判に参加することを希望し、それに伴い授業に出席できない場合は、鳥取大学単位認定規則第3条で定める「特にやむを得ない事情」として取扱い、試験を受験できない場合は、同規則第6条の「その他特別の事情」として取扱うことにより、その学生が裁判員として参加することによって授業等に関し不利益を被らない旨説明するものとする。
- 3 前2と併せて学級教員又は指導教員等は、裁判員法第16条第3号で「学生は辞退の申立て」ができる事由であることから、学生に対して本務である学業を優先すべく法に基づき辞退ができることを伝えるものとする。

よくある質問 Q & A

キャンパスライフ

Q. 学内で忘れ物・落とし物をしたとき又は拾ったときは？

A. 学生生活課または最寄りの学生窓口に届け出てください。
なお、学生証については、教育支援課（米子地区は学務課）へお問い合わせください。

Q. 学生証を紛失したときは？

A. 教育支援課（米子地区は学務課）へ願い出て交付を受けてください。紛失・破損等により再発行する際には、手数料が必要となります。

Q. JR学割証の交付を受けたいときは？

A. 自動発行機を使用してください（設置場所は教育支援課、米子地区は学務課）。ただし、団体旅行割引の場合は学生生活課窓口へ願い出てください。JR以外の交通機関の割引に関しては運行会社へ問い合わせてください。

Q. JR通学定期券を購入したいときは？

A. 教育支援課（米子地区は学務課）で「通学定期乗車券購入兼用証明書」の交付を受け（要写真）、J Rに購入申込書とあわせて提出してください。バス定期券を購入の際は、購入申込書に学生証を添えてバス会社に申し込めば購入できます。

Q. 自動車で入構したいときは？

A. 本学では原則として自動車の入構は禁止しています。ただし、教育・研究上の理由でやむを得ず自動車で入構する必要がある場合は、所属学部の担当係（地域学部、工学部、農学部は庶務係、米子地区は学務課）、課外活動の物品搬入等で入構する必要がある場合は学生生活課へ入構が可能か問い合わせてください。

Q. 課外活動用に物品を借りたいときは？

A. 学生生活課（米子地区は学務課）へ「課外活動用器具借用願」を記入し願い出てください。物品は使用1ヶ月前から予約を受け付けています。借用可能物品については、大学HPまたは学生生活課にて確認してください。（<https://www.tottori-u.ac.jp/redirect/2117/>）

Q. 学内で掲示物を貼るとき、拡声器を使用するときは？

A. 担当窓口（6ページ参照）にて掲示許可を得たうえで、指定された場所に掲示してください。
また、拡声器を使用するときは学生生活課に届け出をし、指定された場所と時間において適当な音量で行ってください。米子地区での使用は学務課に届け出てください。

Q. 学内で盗難に遭ったときは？

A. 学生生活課または所属学部の教務係（米子地区は学務課）へただちに届け出てください。

授業に関すること

Q. 授業科目の履修手続きについて相談したいときは？

A. 全学共通科目は教育支援課へ、専門科目は所属学部の教務係（米子地区は学務課）又は学級教員に相談してください。

また、4月に行われる履修方法のガイダンスに必ず出席し、冊子「履修の手引」を熟読してください。

なお、「履修の手引」は卒業するまで使用するので失くさないよう保管してください。

Q. 授業に出席できないときは？

A. 所属学部の教務係で配布している「授業欠席届」を原則として授業実施から2週間以内に授業担当教員に提出してください。（医学部生命科学科・保健学科1年次は教育支援課で配布）

Q. TOEIC IPテストのスコアシートの再発行を申し込みたいときは？

A. カレッジTOEIC（大学生協主催）については大学生協へ問い合わせてください。

経済支援に関すること

Q. 奨学金・授業料の減免を受けたいときは？

A. 学生生活課（米子地区は学務課）へ問い合わせてください。

Q. アルバイトを探したいときは？

A. 大学会館マレー前掲示板にアルバイト求人広告を掲示していますので確認してください。（米子地区は大学会館2階掲示板）

アルバイトに関しての詳細は29ページを参照してください。

Q. 学寮に入寮したいときは？

A. 学生生活課（米子地区は学務課）へ問い合わせてください。

心身の健康に関すること

Q. 心身の不調について、医療機関にかかる前に相談したいときは？

A. 保健管理センター（米子地区は保健管理センター米子分室）へ。

Q. 体調不良、悩み事、生活上のトラブルなど個人的に相談したいことがあるときは？

A. 些細なことでも学級教員、指導教員、学部教務係窓口、学生支援センター（なんでも相談窓口）、保健管理センターを訪ねてください。

Q. 通学中・正課中・課外活動中の怪我で通院・入院したときは？

A. 速やかに保健管理センター（米子地区は学務課）へ届け出てください。

学生教育研究災害傷害保険の加入者については、一定の条件を満たした場合は保険金が支払われます。



鳥大生サポート窓口QRコード

大学の施設使用に関すること

Q. 学部棟の講義室を使用したいときは？

A. 所属する学部の教務係（米子地区は学務課）に問い合わせてください。

Q. 共通教育棟の講義室を使用したいときは？

A. 共通教育棟の講義室は原則、講義を行うためのものであるため、まずは大学会館等の課外活動施設の空き状況を確認してください。それら課外活動施設に空きがなく、部会等で利用する際に限り学生生活課に申し出てください。

なお、サークル活動以外での利用はできません。

Q. 大学会館を使用したいときは？

A. 学生生活課（米子地区は学務課）に「大学会館集会室等使用許可願」を提出してください。

Q. 課外活動施設を使用したいときは？

A. 各施設の利用方法は下記のとおりです。

- ・体育施設：学生生活課へ「体育施設使用願」を提出してください。
- ・合宿研修所：学生生活課へ「学生合宿研修所使用願」を提出してください。
- ・文化系サークル共同施設：学生生活課へ「文化系サークル共用施設使用願」を提出してください。
- ・米子地区の各施設：学務課で施設利用1ヶ月前から予約を受け付けます。

サークル活動に関すること

Q. サークルに入部したいときは？

A. 直接各サークルに申し込んでください。入部・退部は自由です。

Q. サークル活動中に大きな怪我や事故等が起こったときは？

A. 速やかに顧問及び学生生活課（米子地区は学務課）に報告してください。

Q. サークル活動中、施設・設備に異常があったときは？

A. 速やかに学生生活課（米子地区は学務課）に報告してください。

Q. サークルを作りたいときは？

A. 顧問を決め、学生生活課へ「団体届」に規約、設立理由書を添えて11月までに提出してください。審査を行い、許可されれば、サークルリーダー研修会に出席後、翌年4月より、大学のサークルとして登録します。（米子地区については学務課）

Q. サークル内で問題が起こったときは？

A. 問題が起こったときの相談は、学生生活課（米子地区は学務課）窓口へ。

その他

Q. 就職のことで相談したいときは？

A. 各学部学科等就職担当教員又はキャリアセンター（米子地区は学務課）へ問い合わせてください。

Q. パソコンの操作方法がわからないときや調子が悪いときは？

A. 販売店にご相談ください。生協ショップで購入した場合は、PCサポートセンター（生協ショップ奥）に相談することもできます。

Q. 大学に登録した口座を変更したいときは？

A. 各口座手続きの担当窓口は下記のとおりです。

- ・授業料の引き落とし口座：経理課出納係に申し出てください。
- ・奨学金に関する口座：学生生活課（米子地区は学務課）へ。
- ・学寮の寮費に関する口座：学生生活課（米子地区は学務課）へ。

Q. 在学中に引っ越して住所が変更になったときは？

A. 引っ越し後ただちに学務支援システムにて住所の変更を行ってください。また、所属学部の教務係（医学部生命科学科・保健学科1年次は教育支援課、米子地区は学務課）に住所が変更になった旨を報告してください。

また、引越しの際には住民票の住所変更が必要となりますので、速やかに届出を行ってください。

Q. 学内で事故があったときは？

A. 最寄りの事務室へ連絡してください。

休日、時間外等で事務室が不在の場合は下記に連絡してください。

（鳥取地区）警備員室 TEL：0857-31-6757

（米子地区）医学部附属病院事務当直室 TEL：0859-38-7200

（学科・学年・学生番号及び氏名を告げ、学務課の職員への連絡を依頼してください）



緊急連絡先QRコード

Q. 学外で事故があったときは？

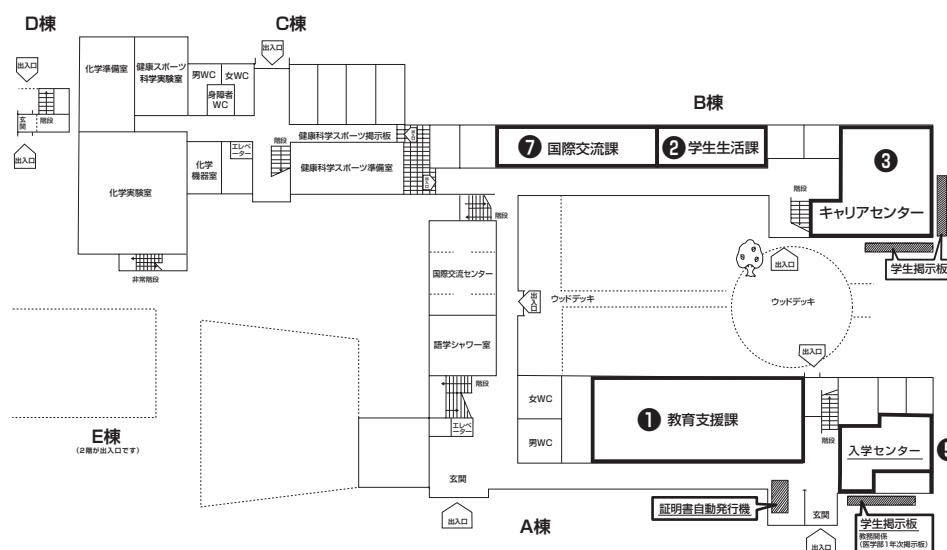
A. 所属学部の教務係（医学部生命科学科・保健学科1年次は教育支援課、米子地区は学務課）へ届け出てください。

付 録

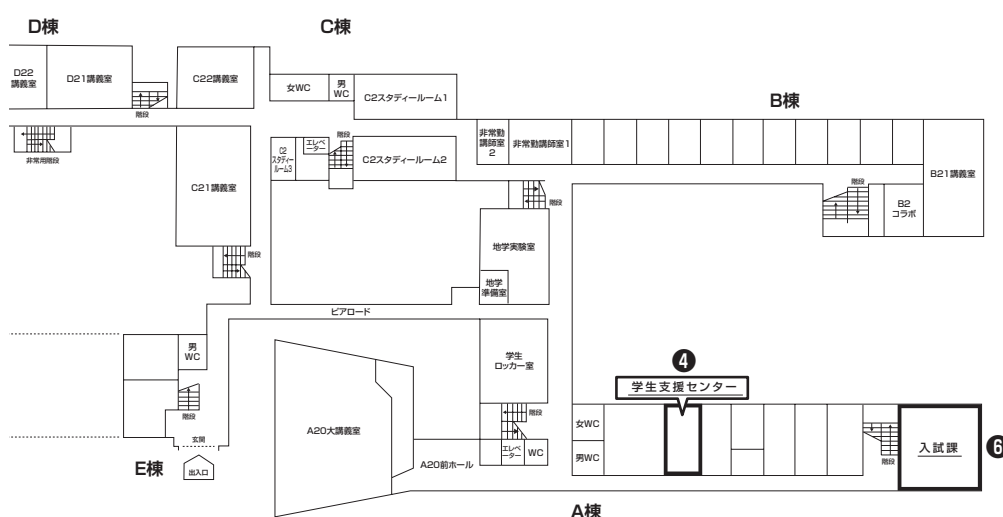
共通教育棟の配置図

部 署	担当係	担 当 内 容	連絡先	地図 番号
教育支援課	教務支援係	学務支援システム, 必携パソコン, 学生証, 各種証明書	0857-31-6772	①
	教務企画係	全学共通科目, TOEIC - IP, 医学部1年次学生	0857-31-5054	
	教職教育係	教員免許, 教育実習, 介護等体験, 学生教育ボランティア	0857-31-5537	
学生生活課	学生支援係	サークル活動, 学寮, 家庭教師の登録, 大学会館・課外活動施設の使用予約	0857-31-5058	②
	奨学係	奨学金, 授業料減免等の経済支援	0857-31-6776	
キャリアセンター		就職に関する相談, 就職ガイダンスの実施, 企業説明会の開催, インターンシップに関する相談	0857-31-5456	③
学生支援センター		なんでも相談, 障がい学生支援	0857-31-5794	④
入学センター		入学前教育, オープンキャンパス, 大学案内, 入試広報	0857-31-5554	⑤
入試課		入試に関する個人成績の開示, 入試に関する相談	0857-31-5061	⑥
国際交流課	学生交流係	交換留学・トビタテ! 留学 J A P A N, 外国人留学生, 国際交流会館, 留学生日本語予備教育	0857-31-5056	⑦
	国際戦略推進室	海外留学プログラム (海外実践教育プログラム, Global Gateway Program), 国内英語研修, 海外安全教育	0857-31-5052	

共通教育棟 1 階



共通教育棟 2 階



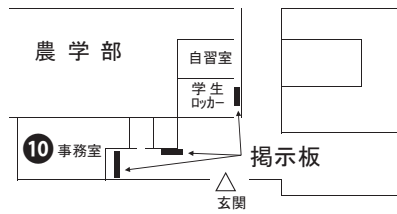
授業（専門科目）、休学、復学、退学に関する願い出は所属学部の教務係へ

地域学部

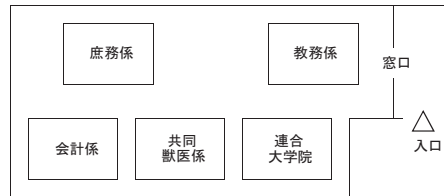


農学部

農学部 1 号館 1 階

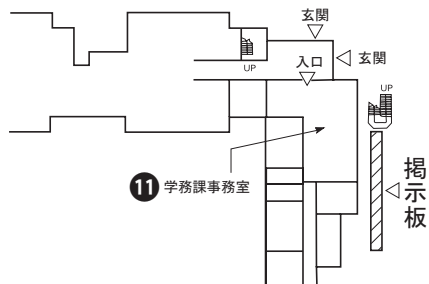


農学部事務室配置図

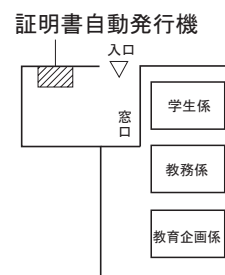


医学部

総合教育棟 1 階

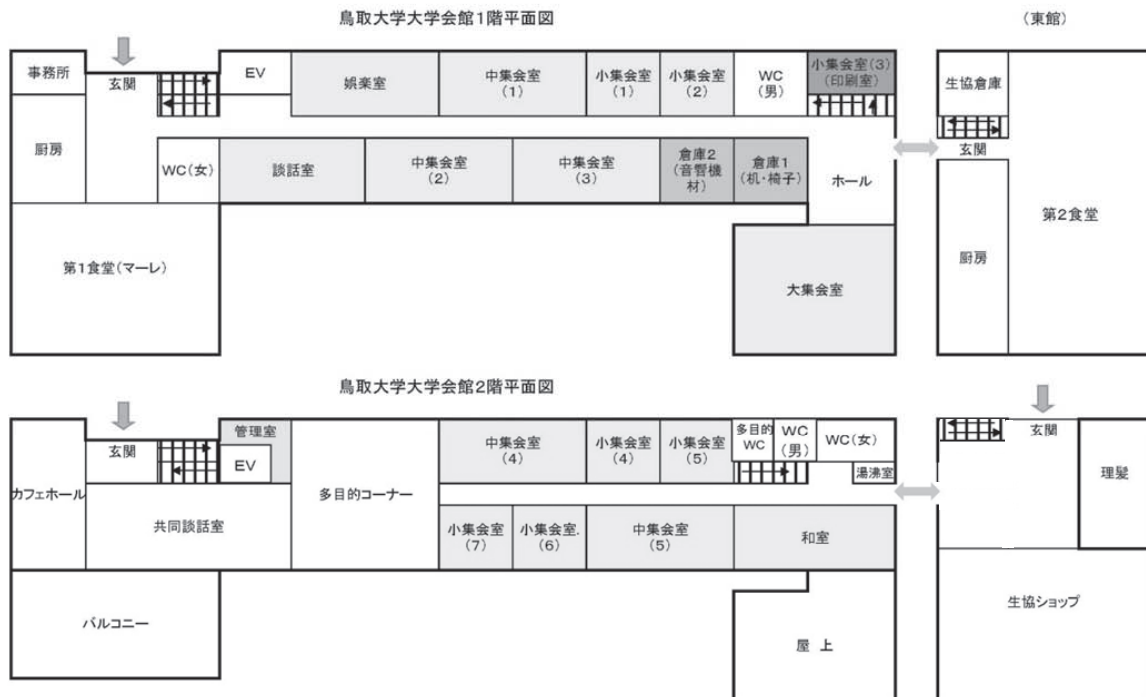


医学部事務室配置図

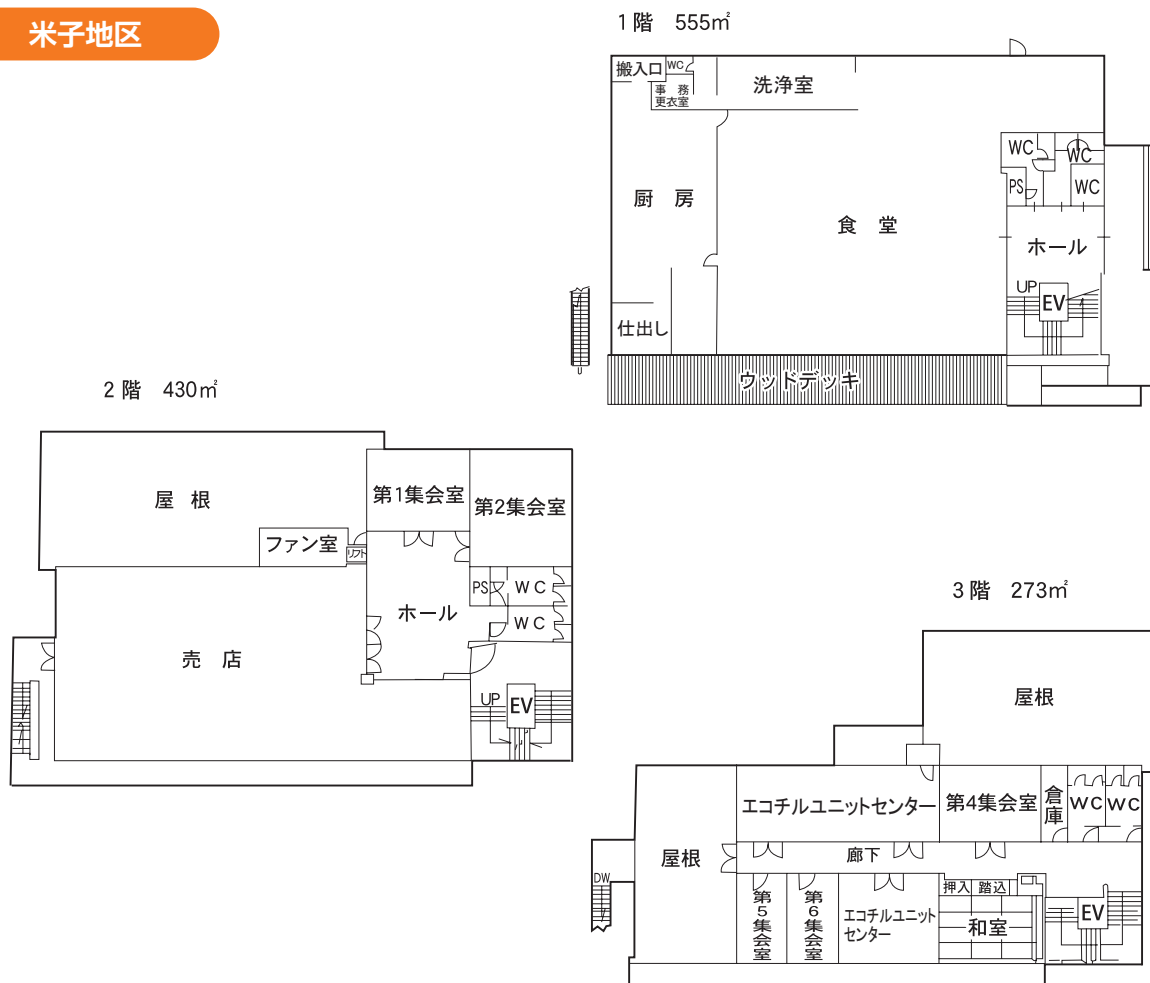


大学会館平面図

鳥取地区



米子地区



AED（自動体外式除細動器）設置場所



24時間使用可能なAED設置場所

- ・事務局：玄関
- ・保健管理センター：玄関
- ・広報センター：西側入口付近
- ・共通教育棟：A棟東側玄関
- ・附属図書館：玄関ドア内
- ・情報戦略機構：玄関
- ・武道館：玄関
- ・大学会館：西側入口



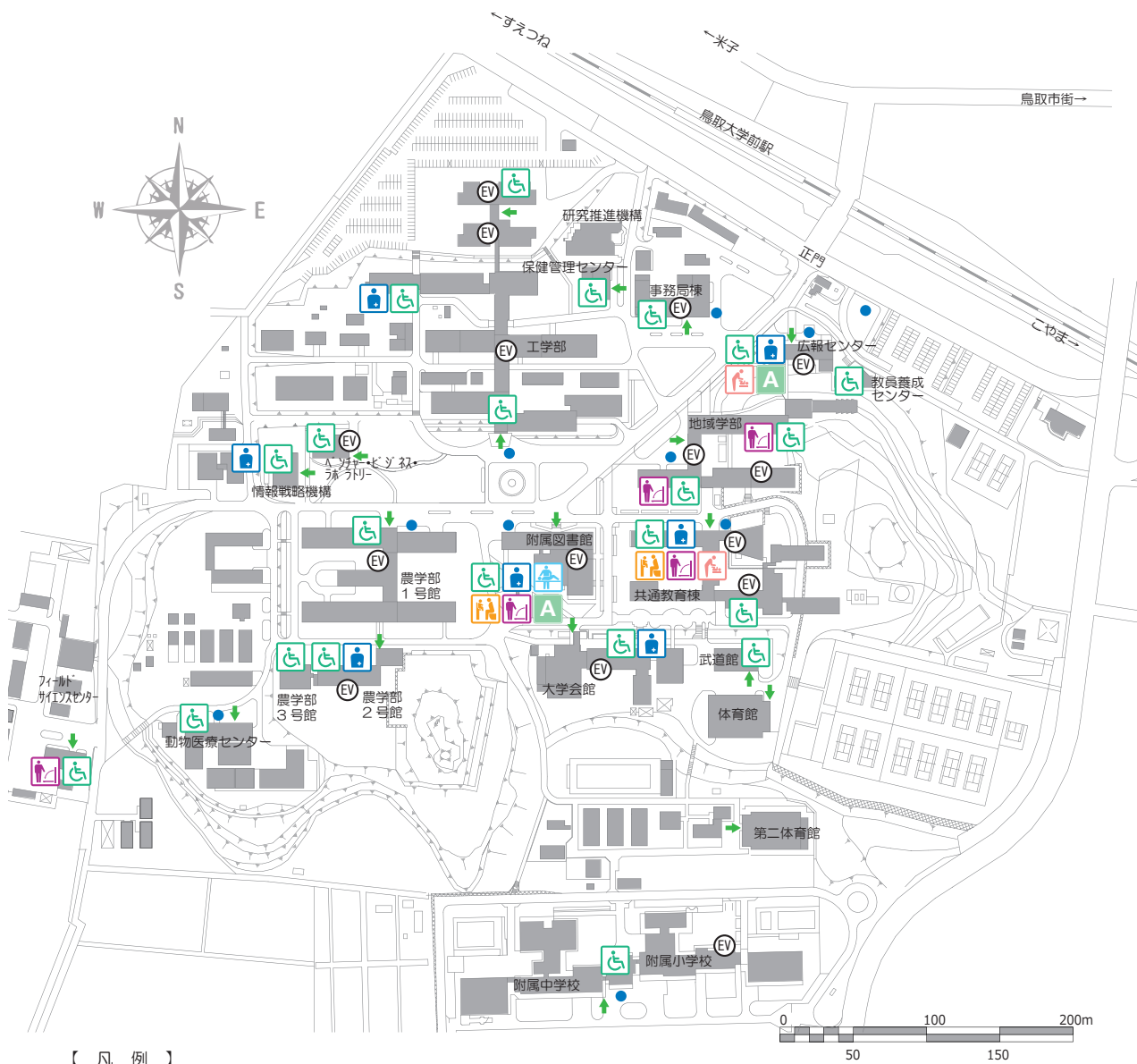
(注意)

AEDが保管されているキャビネットに鍵はかかっていません。
扉を開けるとブザーが鳴る場合があります。(30秒で自動停止)
なお、休日に屋外設置のAEDを使用した場合は、
後日(平日)保健管理センターに報告してください。

鳥取大学保健管理センター
(Tel. 0857-31-5065)

ユニバーサルデザインマップ

鳥取地区



 車いすで利用できる十分な空間が確保されたトイレとして、どなたでも利用できるトイレを示す。また、その他の機能を以下のとおり示す。

 オストメイト対応便器  おむつ替えシート

 介助用ベッド  ベビーチェア

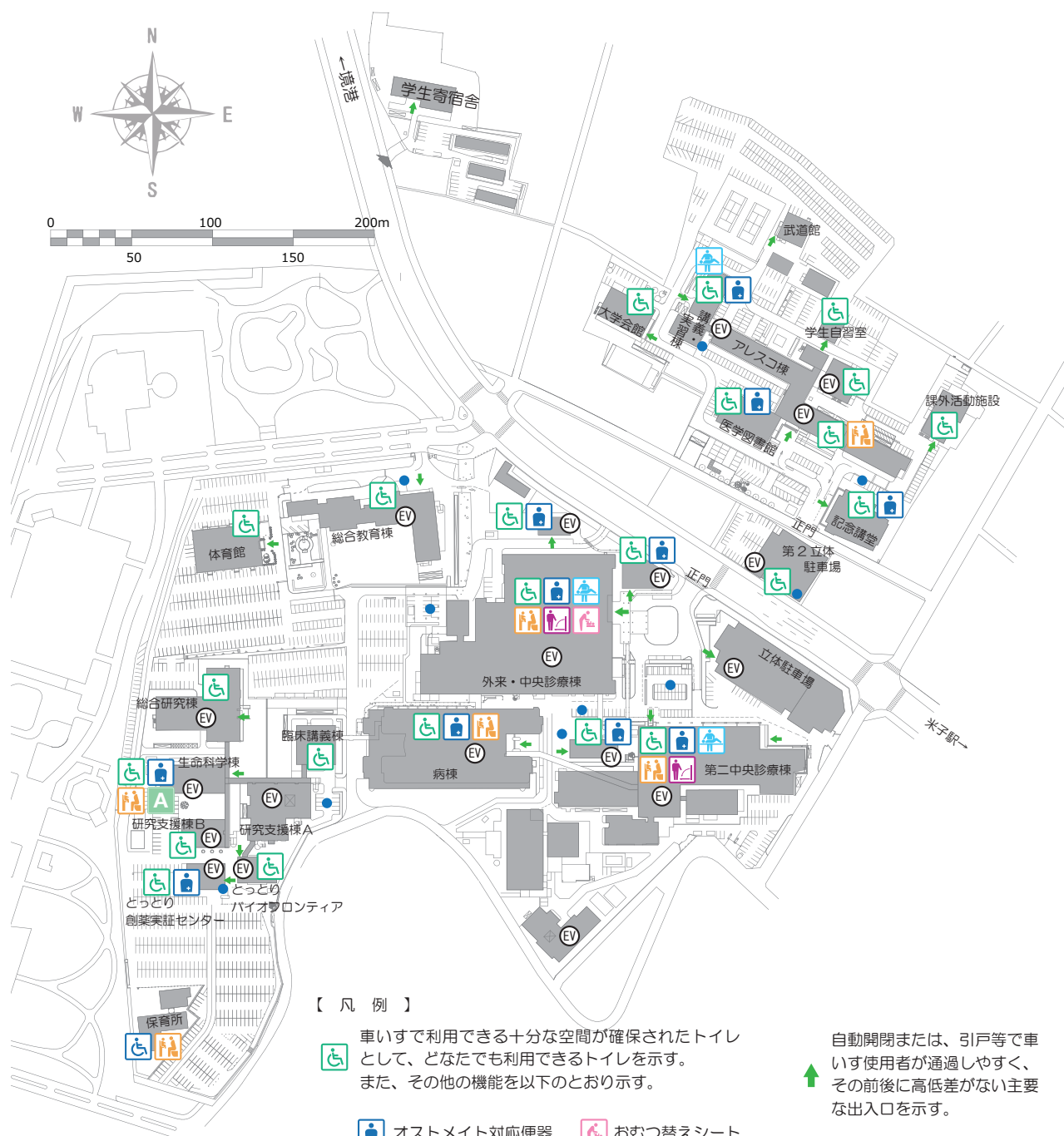
 フィットティングボード  オールジェンダー

 自動開閉または、引戸等で車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差がない主要な出入口を示す。

 車いす使用者用駐車スペース

 エレベーター

米子地区



オストメイト対応便器

おむつ替えシート

介助用ベッド

ベビーチェア

車いす使用者用駐車スペース

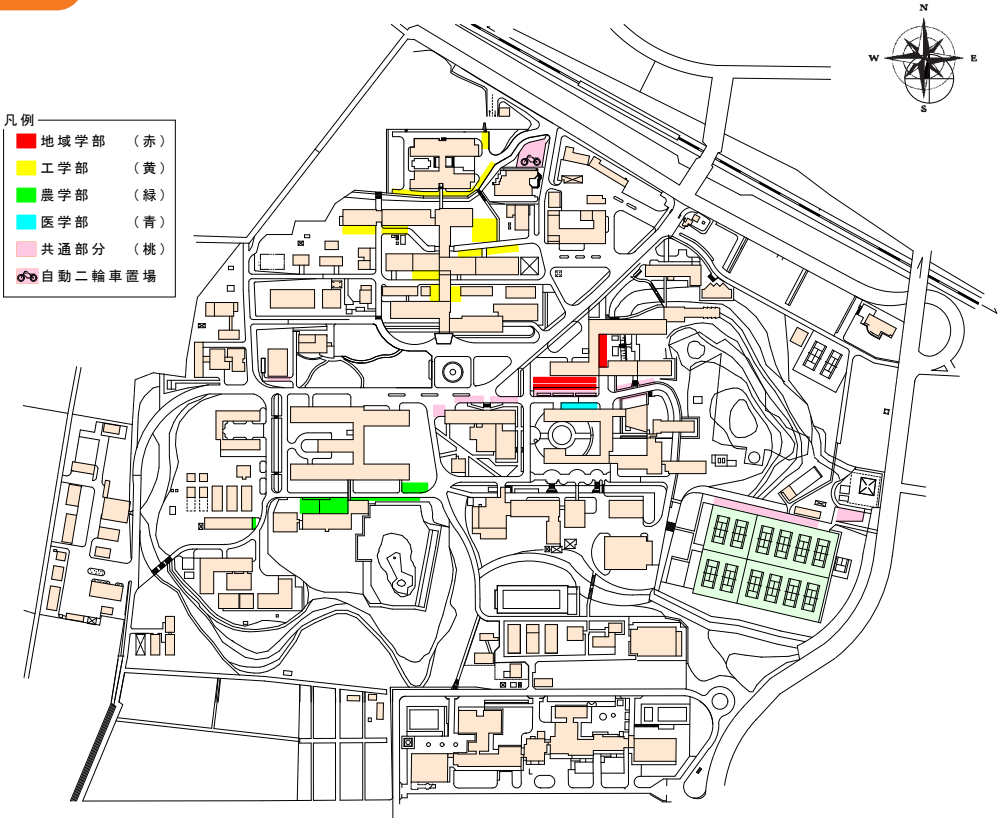
フィッティングボード

オールジェンダー

エレベーター

学部別駐輪場配置図

鳥取地区



米子地区



令和7年度 学生生活案内
鳥取大学

<https://www.tottori-u.ac.jp>